

# 松前町公共施設等総合管理計画

四国・愛媛



恵み、めぐるまち、まさき。

平成29年3月策定

令和4年3月改訂

愛媛県松前町

# 目次

第1章 公共施設等総合管理計画とは	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置付け	2
3 対象施設及び分類	2
4 計画期間	3
第2章 人口状況・財政状況	4
1 人口状況	4
2 財政状況	5
第3章 公共施設等の現況	11
1 公共施設	11
2 インフラ	17
3 過去に行った対策の実績	24
第4章 維持管理・更新費用の見通し	25
1 試算条件	25
2 試算結果	27
第5章 課題整理	29
第6章 公共施設等の管理に関する基本方針	30
1 基本方針	30
2 実施方針	34
第7章 施設類型別の基本方針	36
1 公共施設	36
2 インフラ	50
第8章 計画の推進に向けて	52
1 推進体制	52
2 情報の管理・共有	53
3 計画推進に向けた取組	53
4 フォローアップの実施方針	53
巻末 公共施設一覧表	55

# 第1章 公共施設等総合管理計画とは

## 1 計画策定の背景と目的

我が国では、高度経済成長期からその後のバブル期にかけて、学校、庁舎、公営住宅などの「公共施設」や道路、橋りょう、上下水道などの「インフラ」（これらを総称して「公共施設等」という。）を全国的に多数整備されてきました。

現在、これらの施設の老朽化が進行し、安全性の確保が急務となっています。また、これらの施設は間もなく一斉に更新の時期を迎えることとなり、財政負担の集中的な増大が予想されています。一方で、人口減少・少子高齢化の進展により自治体財政は厳しさを増し、公共施設等の更新等への対応が全国的な懸念事項となっています。

このような現状を受けて、国では、インフラの管理における基本的な考え方を定めた「インフラ長寿命化基本計画」を策定するとともに、各自治体において「公共施設等総合管理計画」を定めるよう要請し、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を策定しています。

公共施設等の建替え・更新等の問題は本町においても同様で、そのためには、これまでの所管課ごと、個別施設ごとの管理から、全庁的で中長期的な視点を持った総合的かつ計画的な管理へと転換することが必要です。

本町では、取組の第一歩として、保有する公共施設等全体の現状を整理した「公共施設等の概要（全体編）」及び「公共施設等の概要（施設類型別編）」を平成28年7月に作成し公表しました。

本計画は、これに引き続き、これからの公共施設等の管理における基本的な考え方を定め、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進を目的とするものです。

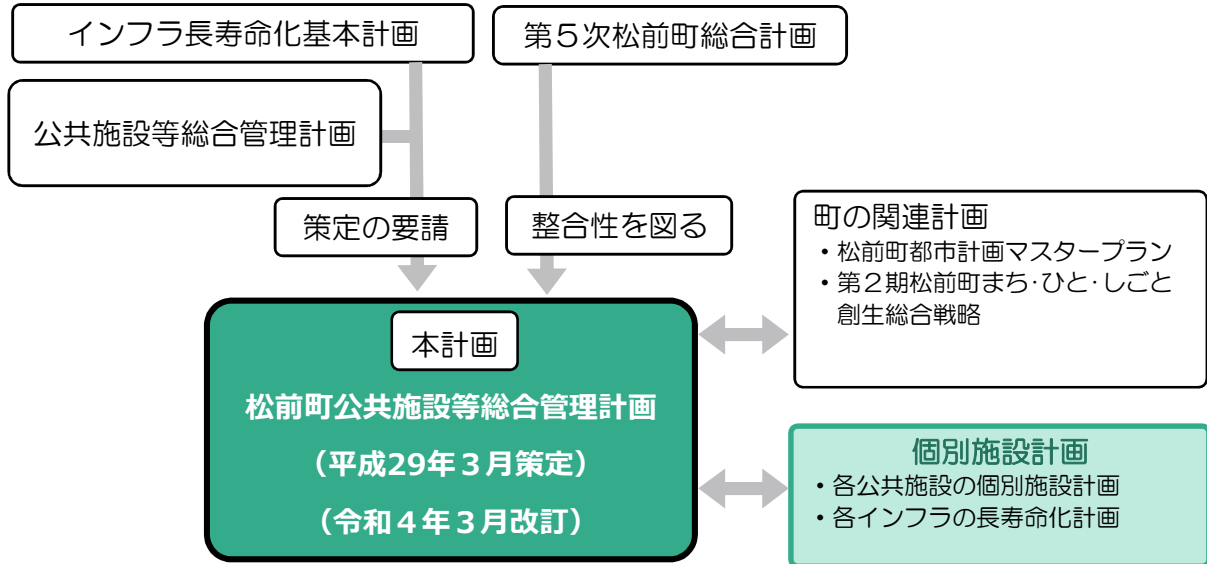
### 留意事項

- 1 データや各種指標等については、各施設所管部署からの回答（調査票の配布・回収）による数値等を使用しています。
- 2 数値等については、令和2年度末（令和3年3月末）を基準にしています。
- 3 今後、継続的にデータを蓄積・精査していく中で、データについては変わる可能性があります。
- 4 集計項目ごとに表示桁数未満で四捨五入しており、図表やグラフにおいて個々の数値の合計が一致しない場合があります。

## 2 計画の位置付け

本計画は、国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」に沿って、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づきながら、町の関連計画との整合性を図り策定しています。

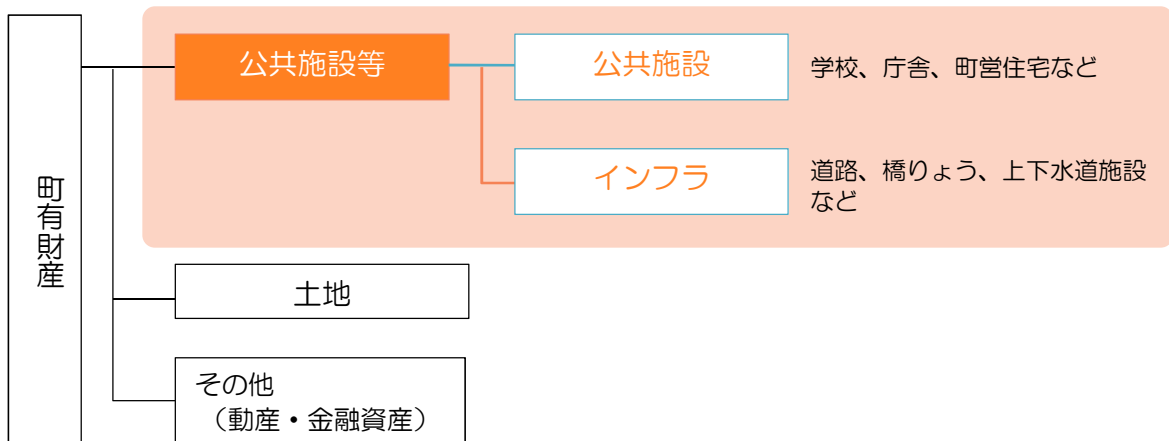
なお、公共施設等の維持管理や再編等について定める個別施設計画は、本計画に即するものとします。



## 3 対象施設及び分類

### 3-1 対象施設

○ 本計画では、町有財産のうち、公共施設及びインフラを対象とします。



### 3-2 対象施設の分類

○ 本計画では、対象施設を以下のとおり分類しています。

#### (1) 公共施設

大分類	中分類
文化系施設	集会施設
	文化施設
スポーツ・レクリエーション施設	スポーツ施設
学校教育系施設	学校
	その他教育施設
子育て支援施設	幼保・こども園
	幼児・児童施設
保健・福祉施設	高齢福祉施設
	その他社会保健施設
行政系施設	庁舎
	消防施設
	その他行政施設
公営住宅	公営住宅
公園	公園施設
その他	その他

※上下水道施設は、インフラに含めて分類

#### (2) インフラ

- 道路
- 橋りょう
- 上下水道施設
- 上水道
- 下水道
- 公園
- その他（用排水路、湛水防除施設、樋門・樋管、ため池）

## 4 計画期間

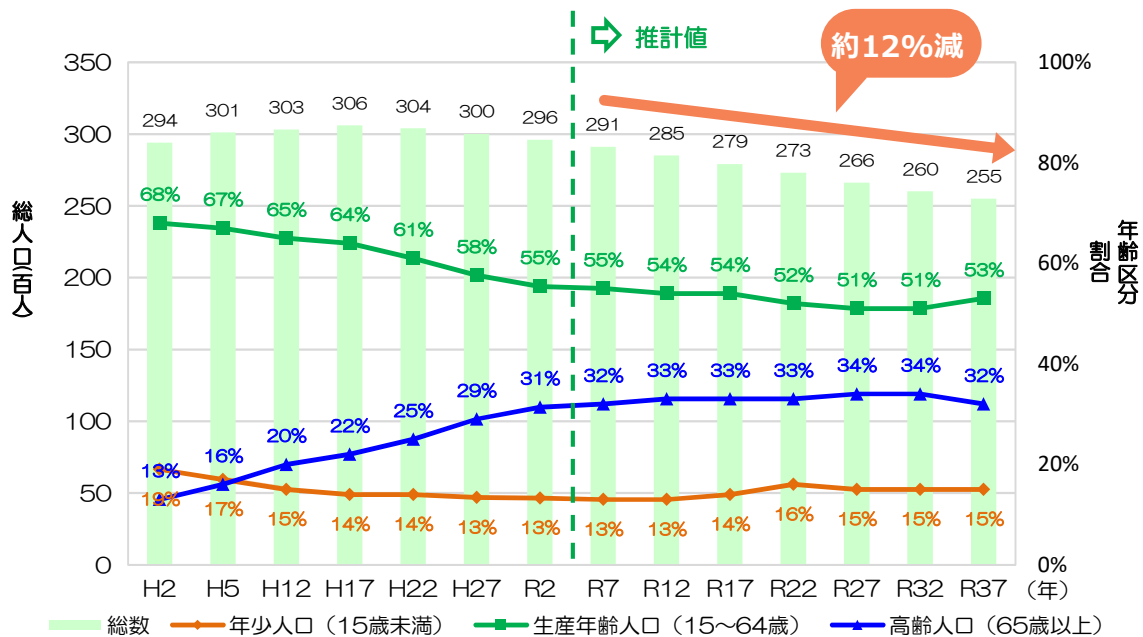
本計画の計画期間は、平成29年度から令和38年度までの40年間とします。

なお、計画期間中であっても、社会情勢や人口構成の変動など必要に応じて随時見直しを行うものとします。

## 第2章 人口状況・財政状況

### 1 人口状況

- 本町の人口は、近年減少傾向で推移しています。
- この傾向は今後も続くことが予想され、令和7年から令和37年までの30年間で約12%減少するものと推計されています。
- 年齢区別の人口は、令和32年までは生産年齢人口（15～64歳）の割合が減少し続け、高齢人口（65歳以上）の割合が増加する見込みです。

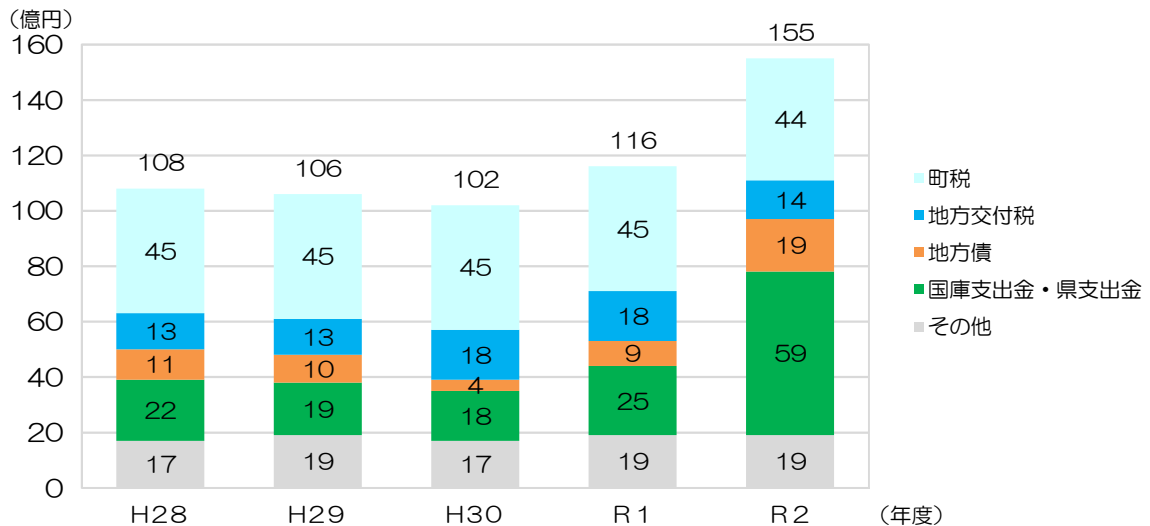


資料：H2～R2 総務省「国勢調査」（各年）  
 R7～R37 「松前町人口ビジョン」（将来展望）

## 2 財政状況

### 2-1 歳入

- 過去5年間の歳入は、102～155億円で推移しています。（令和2年度に国庫支出金・県支出金が多かったのは、新型コロナウイルス感染症対応のための国庫支出金・県支出金があったことによるものです。）
- 内訳を見ると、町税の占める割合が高く、歳入の4割以上を占める年が多くなっています。
- 今後は、人口減少社会の進展により、町税が減少することが予想されます。

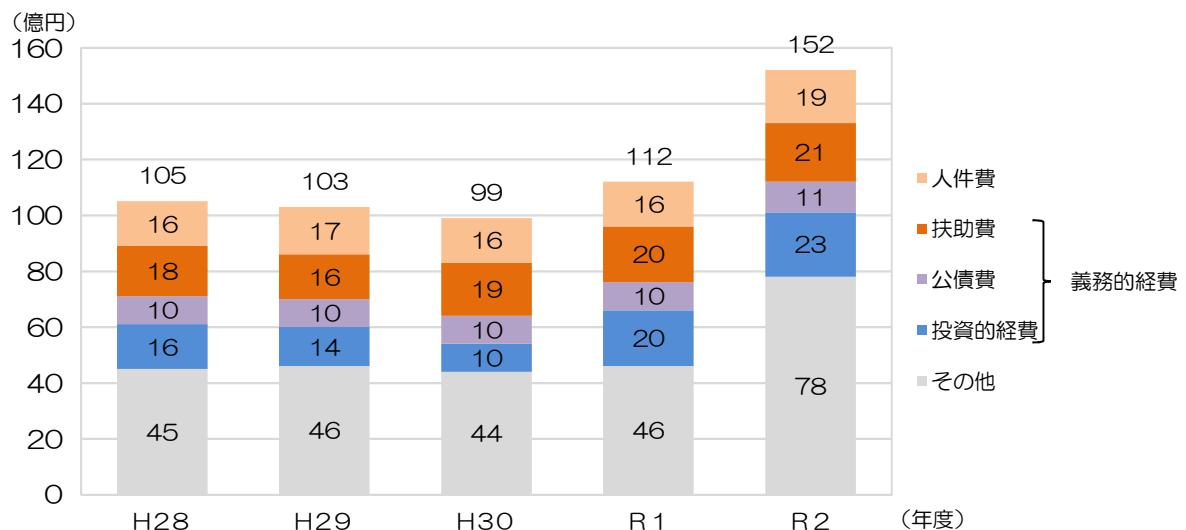


資料：財政状況資料集

### 2-2 歳出

#### (1) 歳出（合計）

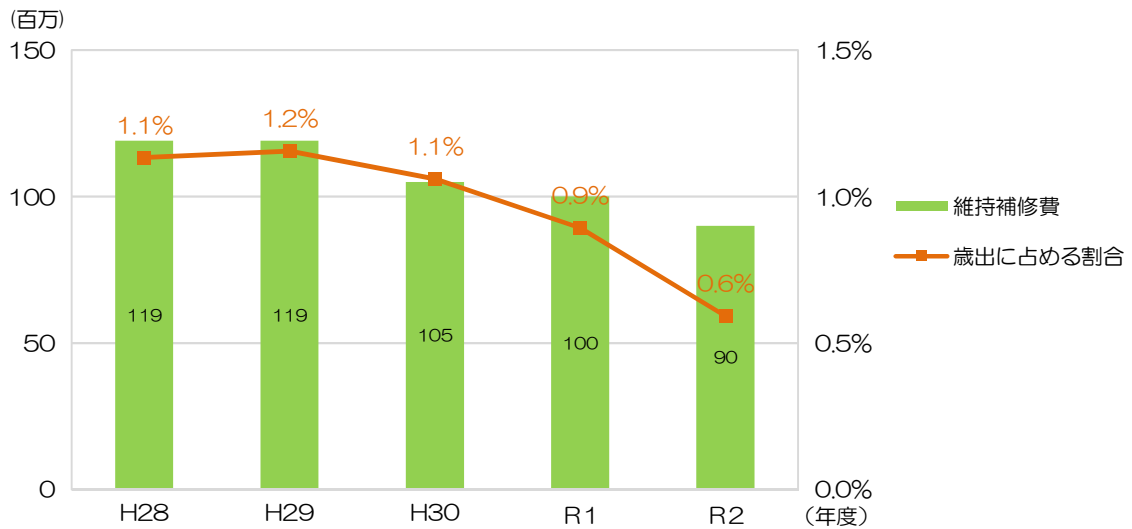
- 過去5年間の歳出は、99～152億円で推移しています。（令和2年度にそのほかが多かったのは、新型コロナウイルス感染症対応のための給付金などがあったことによるものです。）
- 今後は、少子高齢化社会の進展に伴い、扶助費等の社会保障関係費が増加することが予想されます。



資料：財政状況資料集

(2) 維持補修費

- 令和元年度と令和2年度の維持補修費が例年より少なかったのは、中学校の改築事業により普通建設事業費が多くなるため、必要最小限の維持補修に抑えたためです。
- 今後は、施設の老朽化に伴い増加することが予想されます。



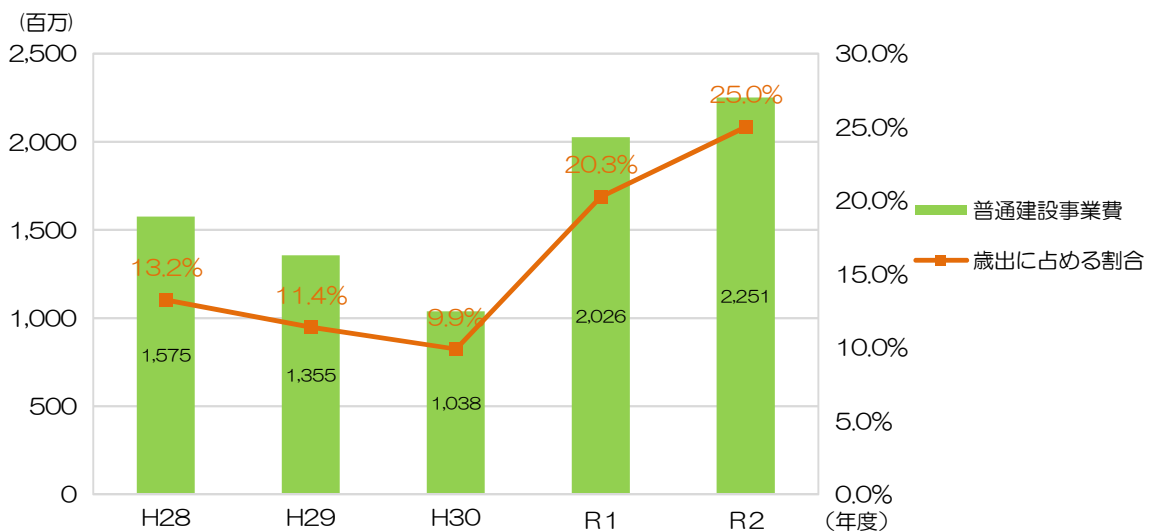
資料：財政状況資料集

**維持補修費とは**

地方公共団体が管理する公共施設等の維持や補修に要する費用のこと。

(3) 普通建設事業費

- 令和元年度と令和2年度は、中学校の改築事業があったため普通建設事業費が増加しています。
- 今後は、施設の長寿命化を図るための改修等を計画的に実施し、普通建設事業費を抑えていく必要があります。



資料：財政状況資料集

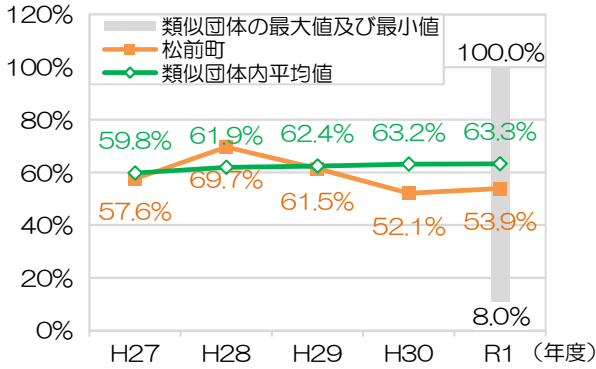
**普通建設事業費とは**

投資的経費の種類の一つで、公共施設等の新增設等に要する費用のこと。

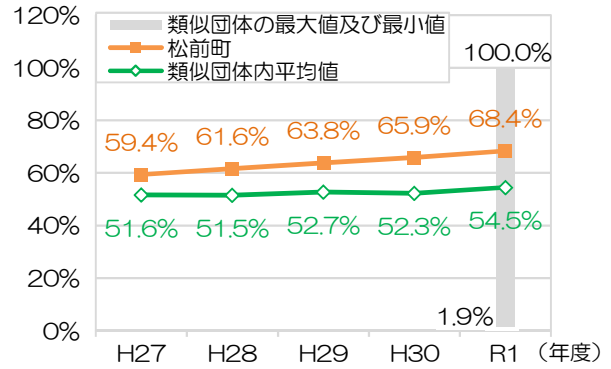


(4) 有形固定資産減価償却率の推移

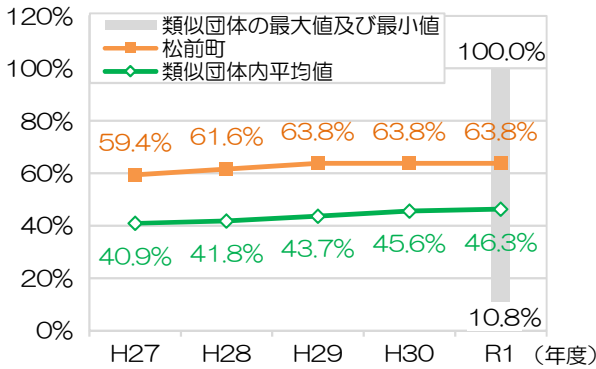
【公民館】



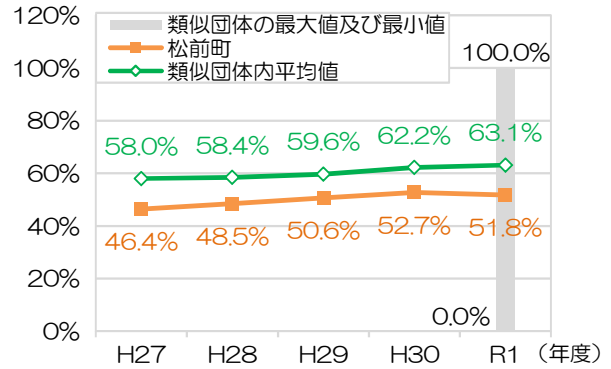
【文化センター】



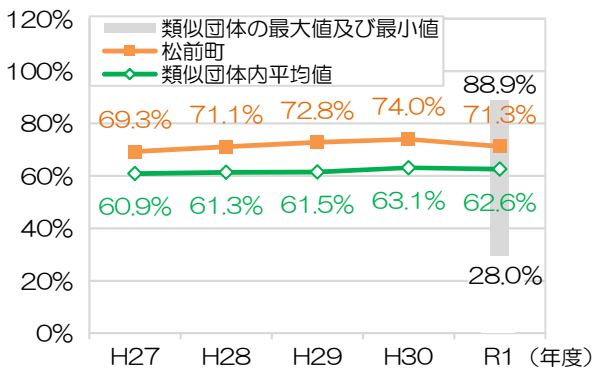
【図書館】



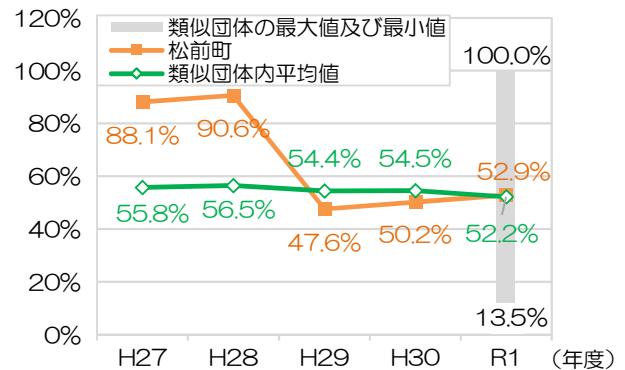
【体育館・プール】



【学校施設】



【認定こども園・幼稚園・保育所】

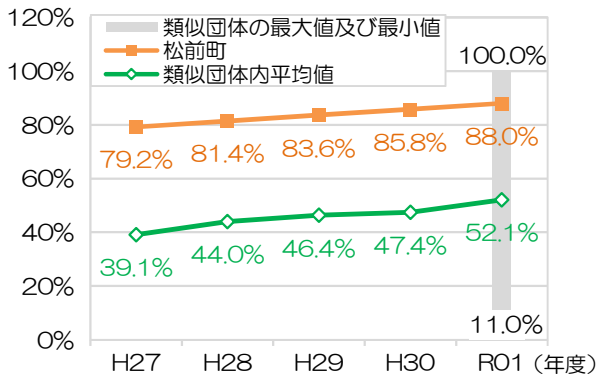


資料：財政状況資料集（抜粋）

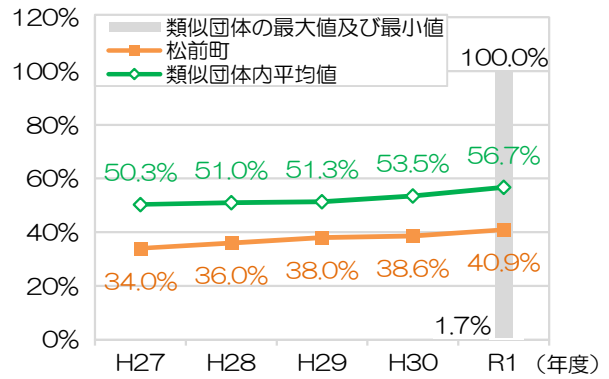
※類似団体：人口及び産業構造により全国の市町村を35の類型に分類した結果、当該団体と同じ類型に属する団体のこと。

松前町は、V-2（人口2万人以上・第3次産業就業人口55%以上の町村）に分類されています。

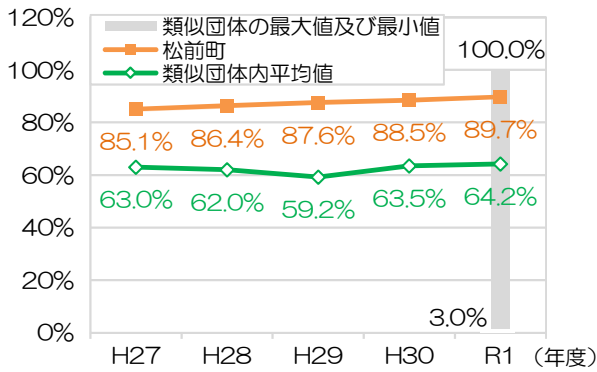
【児童館】



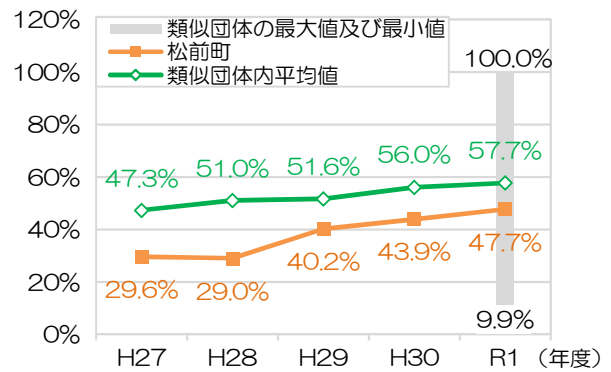
【庁舎】



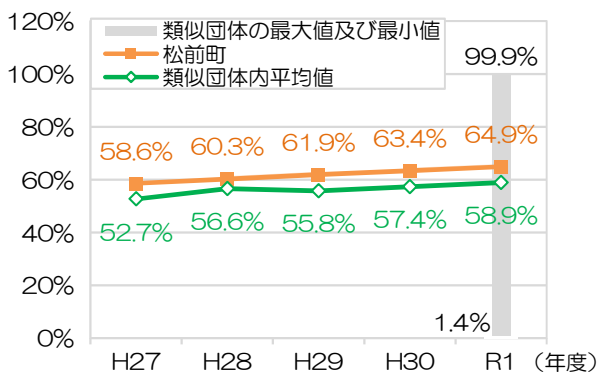
【公営住宅】



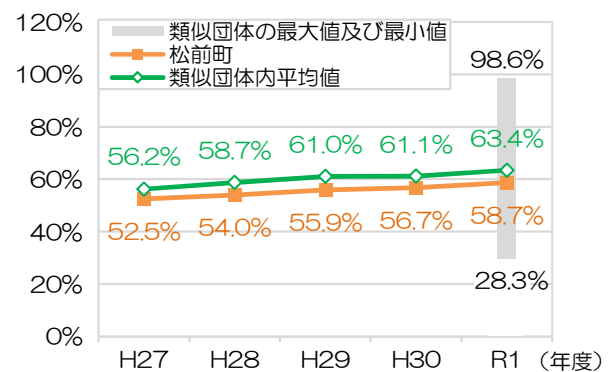
【消防施設】



【橋りょう・トンネル】



【道路】



資料：財政状況資料集（抜粋）

有形固定資産減価償却率とは

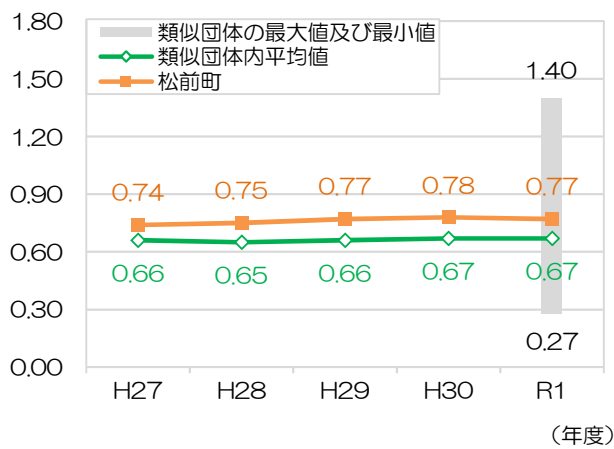
有形固定資産のうち、償却資産の取得価格等に対する減価償却累計額の割合（資産の経年の程度を示す指標）のこと。

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{償却資産（建物及び工作物）の貸借対照表計上額} + \text{減価償却累計額}}$$

## 2-3 財政指標

### (1) 財政力（財政力指数）

○ 財政力指数は、類似団体の平均よりも高い水準で推移しています。



#### 財政力指数とは

地方公共団体の収入額と需要額を比較したもので、収入額が需要額と比べて多いほど財政力指数は高くなり、財政が豊かであるといわれています。

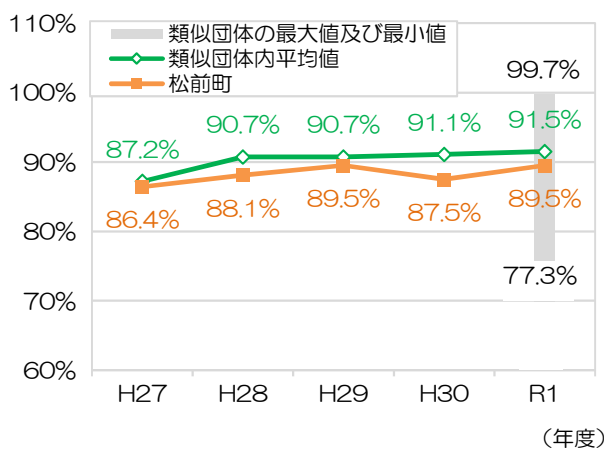
$$\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$

基準財政収入額 → 標準的な収入  
 基準財政需要額 → 標準的な行政を行うために必要な経費

資料：財政状況資料集

### (2) 財政構造の弾力性（経常収支比率）

○ 経常収支比率は、類似団体の平均よりも低い水準で推移しています。



#### 経常収支比率とは

経常的な収入のうちどんな経費にも充てることができる一般財源が、どの程度経常的な支出に充てられているかを表したものです。

経常収支比率が低いほど、新しい行政需要に対応する余裕がある（=財政構造の弾力性がある）といえます。

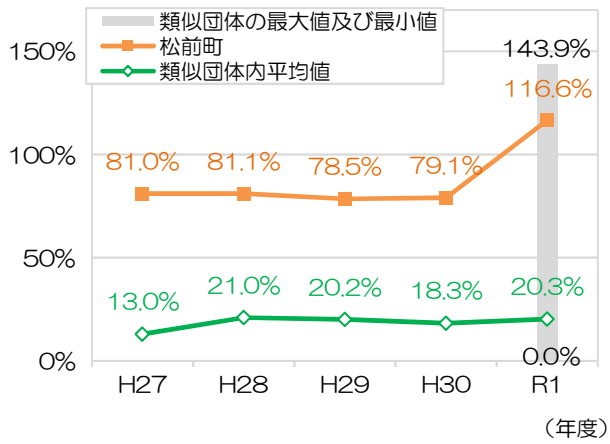
$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常的経費} - \text{経常特定財源}}{\text{経常一般財源}}$$

経常的経費 → 毎年決まって出て行く支出  
 経常特定財源 → 経常一般財源  
 経常一般財源 → 毎年決まって入ってくる収入

資料：財政状況資料集

(3) 将来負担の状況（将来負担比率）

○ 将来負担比率は、徐々に下がっていましたが、中学校の改築事業の実施や基金残高の減少により令和元年度に上がりました。



将来負担比率とは

地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{借入金} + \text{貯金}}{\text{将来負担額} - \text{基金等の額}} \div \text{標準財政規模}$$

資料：財政状況資料集

# 第3章 公共施設等の現況

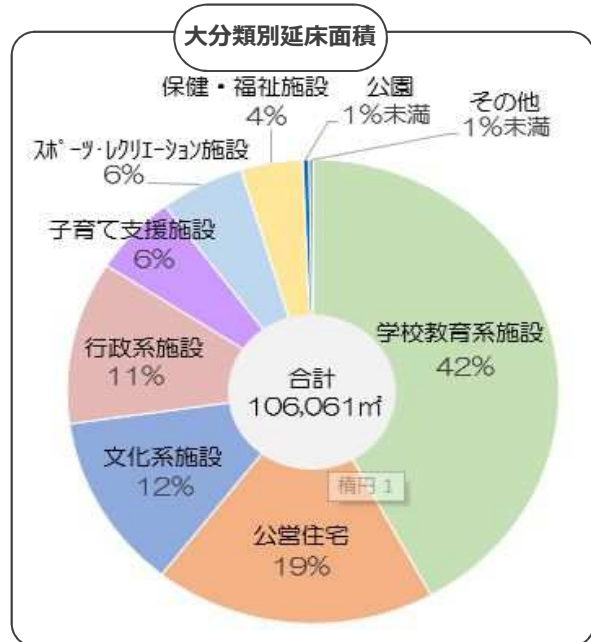
## 1 公共施設

### 1-1 保有量

(1) 施設数・棟数・延床面積

○ 公共施設の保有量は、施設数90施設、棟数330棟、床面積106,061㎡となっています。

○ 大分類に見ると、施設数では文化系施設、棟数では公営住宅、延床面積では学校教育系施設の割合が大きくなっています。



大分類	中分類	施設数/割合		棟数/割合		延床面積 (㎡) /割合	
文化系施設	集会施設	22	24.4%	28	8.5%	7,451	7.0%
	文化施設	1	1.1%	1	0.3%	5,526	5.2%
	合計	23	25.6%	29	8.8%	12,977	12.2%
スポーツ・レクリエーション施設	スポーツ施設	2	2.2%	2	0.6%	5,861	5.5%
学校教育系施設	学校	6	6.7%	55	16.7%	42,826	40.4%
	その他教育施設	1	1.1%	4	1.2%	1,759	1.7%
	合計	7	7.8%	59	17.9%	44,585	42.0%
子育て支援施設	幼保・こども園	6	6.7%	6	1.8%	4,383	4.1%
	幼児・児童施設	4	4.4%	2	0.6%	1,548	1.5%
	合計	10	11.1%	8	2.4%	5,931	5.6%
保健・福祉施設	高齢福祉施設	3	3.3%	0	0.0%	290	0.3%
	その他社会保健施設	1	1.1%	1	0.3%	4,041	3.8%
	合計	4	4.4%	1	0.3%	4,331	4.1%
行政系施設	庁舎	1	1.1%	1	0.3%	10,155	9.6%
	消防施設	16	17.8%	15	4.5%	1,274	1.2%
	その他行政施設	1	1.1%	1	0.3%	623	0.6%
	合計	18	20.0%	17	5.2%	12,051	11.4%
公営住宅	公営住宅	12	13.3%	198	60.0%	19,632	18.5%
公園	公園施設	9	10.0%	11	3.3%	437	0.4%
その他	その他	5	5.6%	5	1.5%	255	0.2%
総計		90	100%	330	100%	106,061	100%

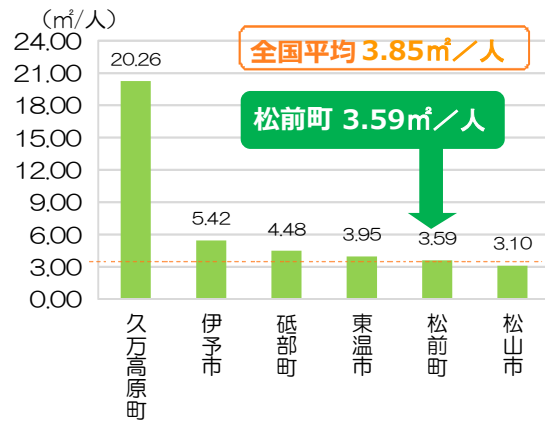
※複合施設は、棟数から除く。

(2) 施設保有量の推移

○ 公共施設の保有量は、平成26年度末と比較すると施設数100施設が90施設へ10施設の減、棟数338棟が330棟へ8棟の減、延床面積107,867㎡が106,061㎡へ1,806㎡の減となっています。

(3) 他市町との比較

○ 本町の公共施設の保有量を中予地方の他市町と比較すると、人口一人当たりの延床面積は、松山市に次いで少なく、全国平均よりも少なくなっています。



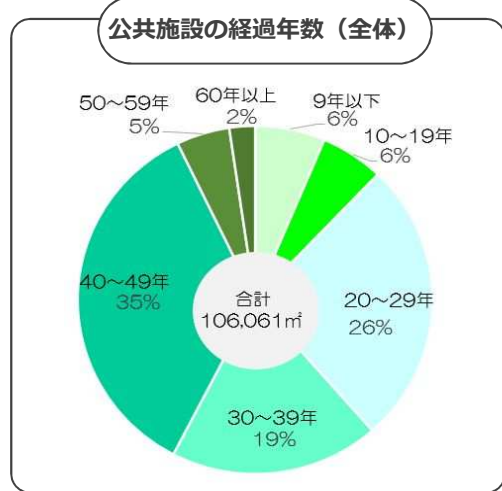
資料：公共施設の延床面積 総務省「公共施設状況調経年比較表」（令和元年度）

人口 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」（令和3年）

全国平均 公共施設の延床面積÷総人口

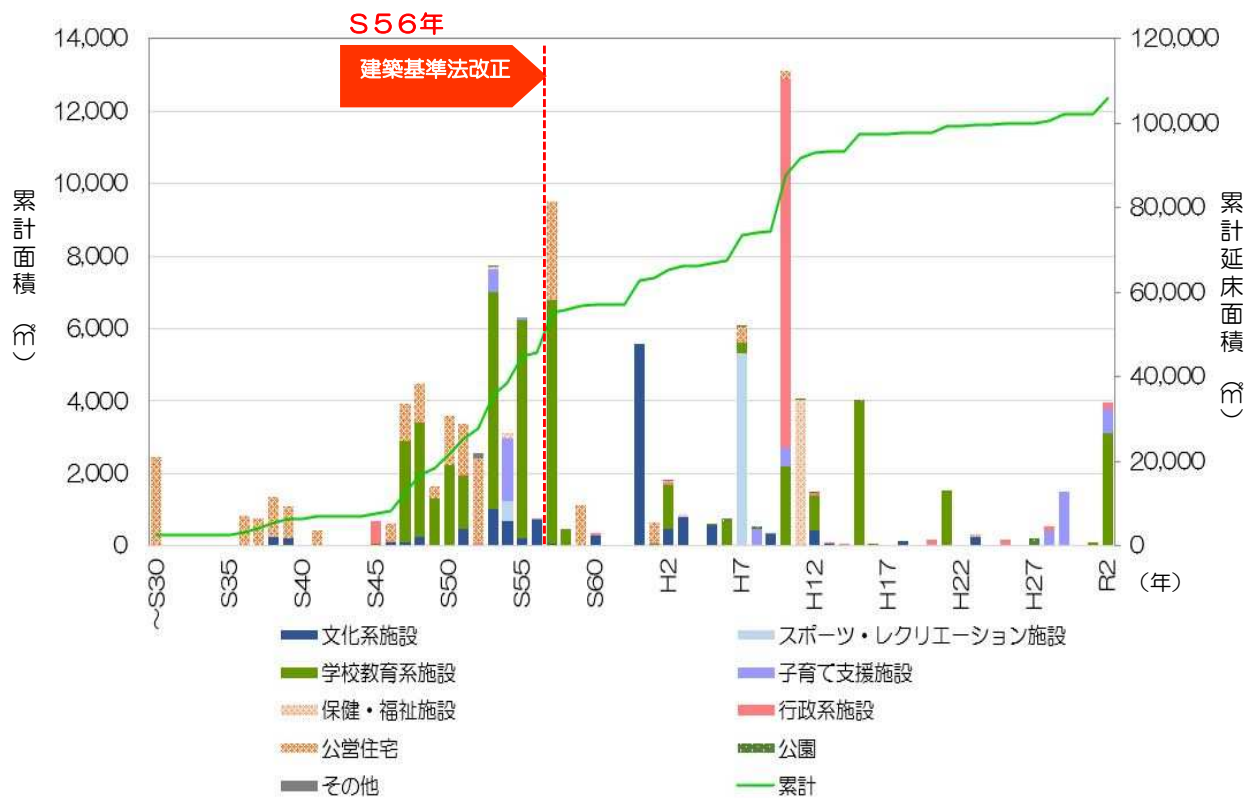
1-2 経過年数

- 公共施設の経過年数は、40～49年が35%で最も多く、大規模改修が必要となる経過年数30年以上の建物が61%を占めています。
- 建築年別の状況を大分類別で見ると、学校教育系施設や公営住宅において多くの建物が昭和40年代後半から昭和50年代後半、現在の松前町庁舎が平成10年に建設され、施設整備量が大幅に増加しています。



※棟単位で集計

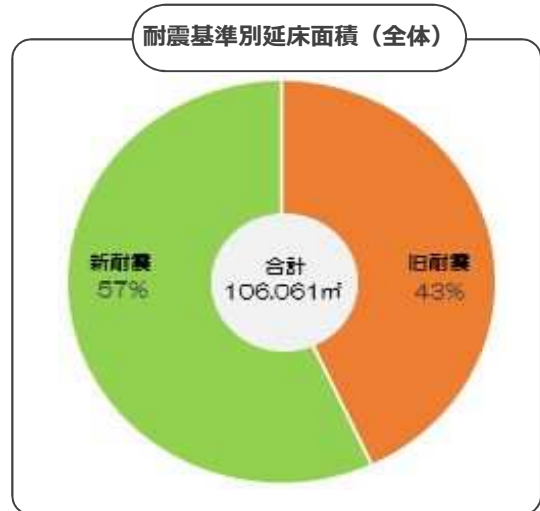
建築年別の状況 (大分類別)



### 1-3 耐震状況

#### (1) 建築時の耐震基準

- 建築時の耐震基準が新耐震基準の建物は、全体の57%であり、43%は旧耐震基準の建物となっています。
- 大分類別で見ると、旧耐震基準の延床面積が最も多いのは、学校教育系施設で、延床面積が占める割合が最も多いのは、公営住宅となっています。



※棟単位で集計

大分類	中分類	延床面積 (㎡)	旧耐震基準 (㎡) / 割合	
文化系施設	集会施設	7,451	3,499	47.0%
	文化施設	5,526	0	0.0%
	合計	12,977	3,499	27.0%
スポーツ・レクリエーション施設	スポーツ施設	5,861	547	9.3%
学校教育系施設	学校	42,826	23,086	53.9%
	その他教育施設	1,759	0	0.0%
	合計	44,585	23,086	51.8%
子育て支援施設	幼保・こども園	4,383	1,889	43.1%
	幼児・児童施設	1,548	508	32.8%
	合計	5,931	2,397	40.4%
保健・福祉施設	高齢福祉施設	290	213	73.4%
	その他社会保健施設	4,041	0	0.0%
	合計	4,331	213	4.9%
行政系施設	庁舎	10,155	0	0.0%
	消防施設	1,274	198	15.6%
	その他行政施設	623	623	100.0%
	合計	12,051	821	6.8%
公営住宅	公営住宅	19,632	14,504	73.9%
公園	公園施設	437	0	0.0%
その他	その他	255	152	59.4%
総計		106,061	45,218	42.6%

※建築時の耐震基準

**耐震基準とは**

一定の強さの地震が起きても建築物が倒壊又は損壊しないために、建築基準法が定めている基準。昭和56年6月1日に基準が改正され（新耐震基準）、従来の基準（旧耐震基準）の建築物については、耐震改修の要否を診断し（耐震診断）、必要に応じて改修することで耐震性を確保する必要がある。

旧耐震基準

→

新耐震基準

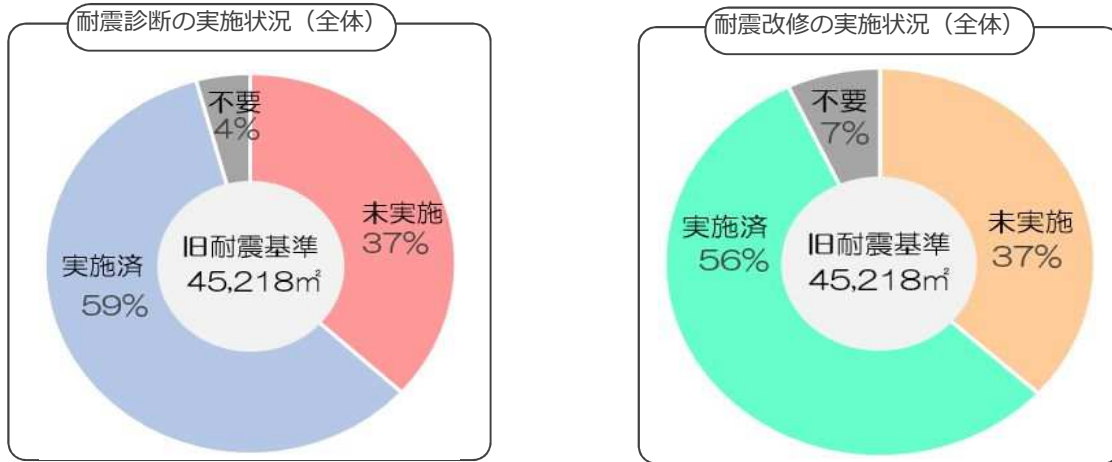
資料：政府広報オンライン



(2) 耐震診断・耐震改修の実施状況

- 旧耐震基準の建物に対する耐震診断の実施状況は、不要の建物と実施済の施設が合わせて63%、未実施の建物が37%となっています。
- 耐震改修の実施状況は、耐震改修不要の建物と改修済の施設が合わせて63%、未実施の建物が37%となっています。

※耐震診断・改修が不要の建物は、耐震改修促進法による規制対象外（倉庫等）又は政策空家



大分類	中分類	旧耐震基準 (㎡)	耐震診断未実施 (㎡)		耐震改修未実施 (㎡)	
文化系施設	集会施設	3,499	2,086	59.6%	2,086	59.6%
	文化施設	0	-	-	-	-
	合計	3,499	2,086	59.6%	2,086	59.6%
スポーツ・レクリエーション施設	スポーツ施設	547	547	100.0%	547	100.0%
学校教育系施設	学校	23,086	0	0.0%	0	0.0%
	その他教育施設	0	-	-	-	-
	合計	23,086	0	0.0%	0	0.0%
子育て支援施設	幼保・こども園	1,889	0	0.0%	0	0.0%
	幼児・児童施設	508	0	0.0%	0	0.0%
	合計	2,397	0	0.0%	0	0.0%
保健・福祉施設	高齢福祉施設	213	213	100.0%	213	100.0%
	その他社会保健施設	0	-	-	-	-
	合計	213	213	100.0%	213	100.0%
行政系施設	庁舎	0	-	-	-	-
	消防施設	198	198	100.0%	198	100.0%
	その他行政施設	623	623	100.0%	623	100.0%
	合計	821	821	100.0%	821	100.0%
公営住宅	公営住宅	14,504	12,827	88.4%	12,827	88.4%
公園	公園施設	0	-	-	-	-
その他	その他	152	152	100.0%	152	100.2%
総計		45,218	16,646	36.8%	16,646	36.8%

※公営住宅は、政策空家を除いた旧耐震基準建物の全てで耐震診断・改修が未実施

政策空家とは

老朽化により新たな入居者の募集を行わない「空家措置」を講じている住宅

## 1-4 運営状況

## (1) 管理運営主体

○ 公共施設の管理運営は、94%以上が直営で行われており、指定管理者による運営は、文化系施設、スポーツ・レクリエーション施設、子育て支援施設、保健・福祉施設、公園がそれぞれ1施設ずつの合計5施設となっています。

大分類	中分類	施設数	直営		指定管理	
文化系施設	集会施設	22	22	100.0%	0	0.0%
	文化施設	1	0	0.0%	1	100.0%
	合計	23	22	95.7%	1	4.3%
スポーツ・レクリエーション施設	スポーツ施設	2	1	50.0%	1	50.0%
学校教育系施設	学校	6	6	100.0%	0	0.0%
	その他教育施設	1	1	100.0%	0	0.0%
	合計	7	7	100.0%	0	0.0%
子育て支援施設	幼保・こども園	6	6	100.0%	0	0.0%
	幼児・児童施設	4	3	75.0%	1	25.0%
	合計	10	9	90.0%	1	10.0%
保健・福祉施設	高齢福祉施設	3	3	100.0%	0	0.0%
	その他社会保健施設	1	0	0.0%	1	100.0%
	合計	4	3	75.0%	1	25.0%
行政系施設	庁舎	1	1	100.0%	0	0.0%
	消防施設	16	16	100.0%	0	0.0%
	その他行政施設	1	1	100.0%	0	0.0%
	合計	18	18	100.0%	0	0.0%
公営住宅	公営住宅	12	12	100.0%	0	0.0%
公園	公園施設	9	8	88.9%	1	11.1%
その他	その他	5	5	100.0%	0	0.0%
総計		90	85	94.4%	5	5.6%

## 2 インフラ

### 2-1 道路

#### (1) 保有量

- 道路は、1級（幹線）町道が約9km・10万㎡、2級（幹線）町道が約25km・17万㎡、その他の町道が約150km・69万㎡で、合計約184km・96万㎡を保有しています。

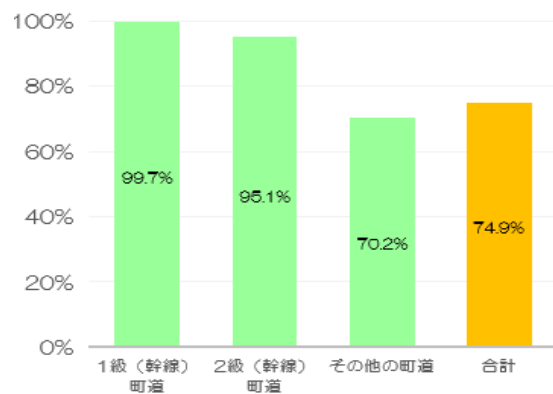
区分	実延長 (m)	道路面積 (㎡)
1級（幹線）町道	8,787	100,625
2級（幹線）町道	24,747	166,562
その他の町道	150,831	692,828
合計	184,365	960,015

#### (2) 道路改良率

- 道路改良率は、全体で74.9%となっています。

##### 道路改良率とは

道路構造令の規定に適合するよう道路の幅員等を改良（市町村道では4.0m以上）した道路が、総延長に占める割合



#### (3) 直近5年間の投資的経費

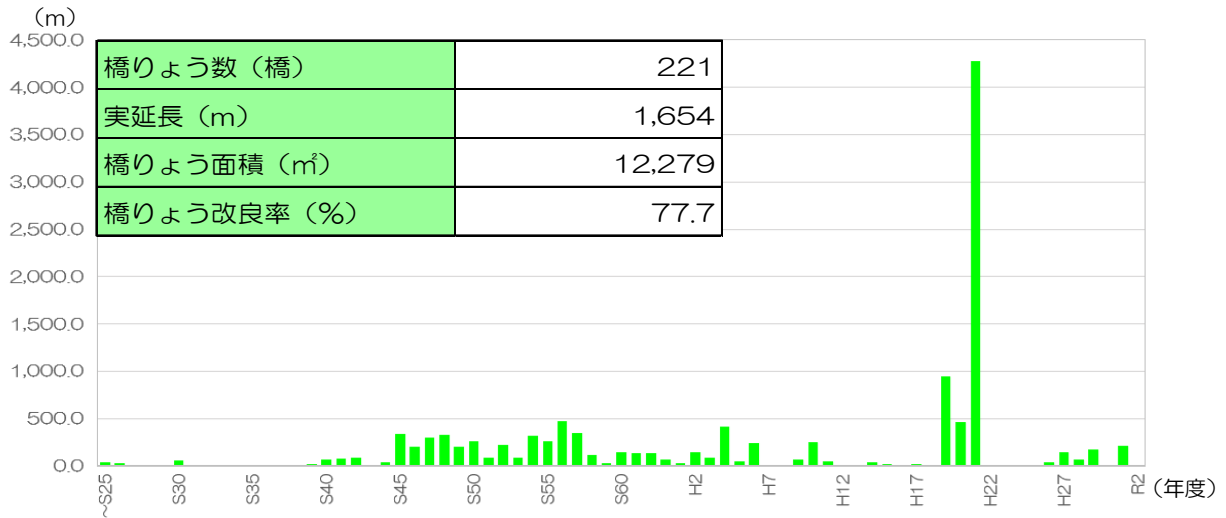
- 平成28年度～令和2年度の5年間の道路に係る投資的経費は、年平均で約2億8,200万円となっています。



## 2-2 橋りょう

### (1) 整備年度別保有量

- 橋りょうは、合計221橋、実延長1,654m、面積で12,279㎡を保有しています。
- 橋りょう改良率は、77.7%です。

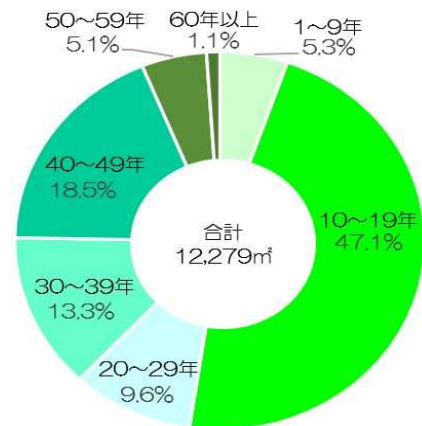


#### 橋りょう改良率とは

幅員の拡張等の改良（4.0m以上）が行われている橋りょうの延長が、全橋りょうの総延長に占める割合

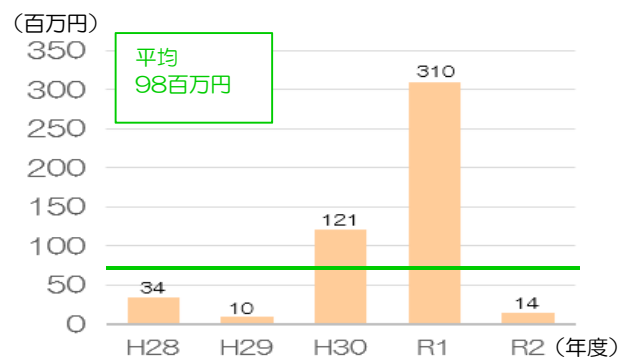
### (2) 経過年数

- 橋りょうの経過年数は、10～19年が47.1%と最も多く、次いで40～49年が18.5%となっています。



### (3) 直近5年間の投資的経費

- 平成28年度～令和2年度の5年間での橋りょうに係る投資的経費は、年平均で約9,800万円となっています。

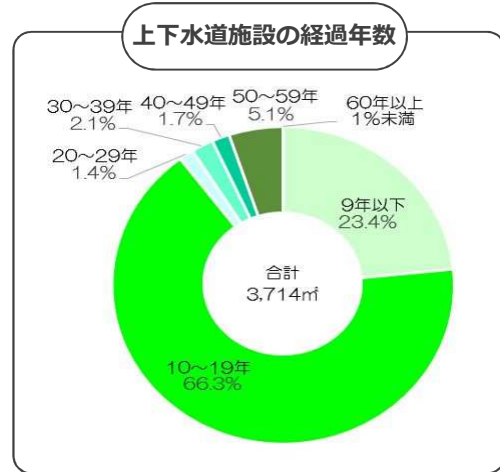


## 2-3 上下水道施設

## (1) 保有量

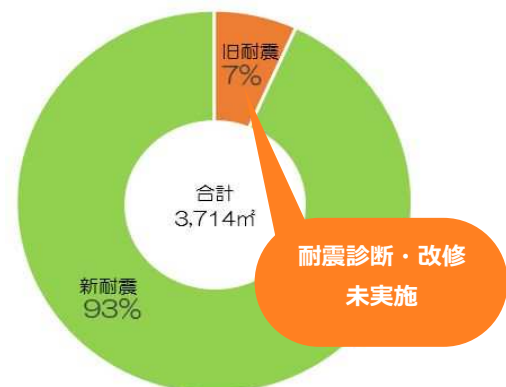
- 上下水道施設は、合計で施設数11施設、棟数18棟、延床面積3,714㎡を保有しています。
- 経過年数を見ると、比較的新しい20年未満の施設が89.7%を占めています。

施設分類	施設数	棟数	延床面積 (㎡)
上水道施設	10	14	1,783
下水道施設	1	4	1,931
合計	11	18	3,714



## (2) 耐震状況

- 旧耐震基準の建物は全体の7%であり、93%は新耐震基準の建物となっています。
- 旧耐震基準の建物は、全て耐震診断・改修を行っていません。



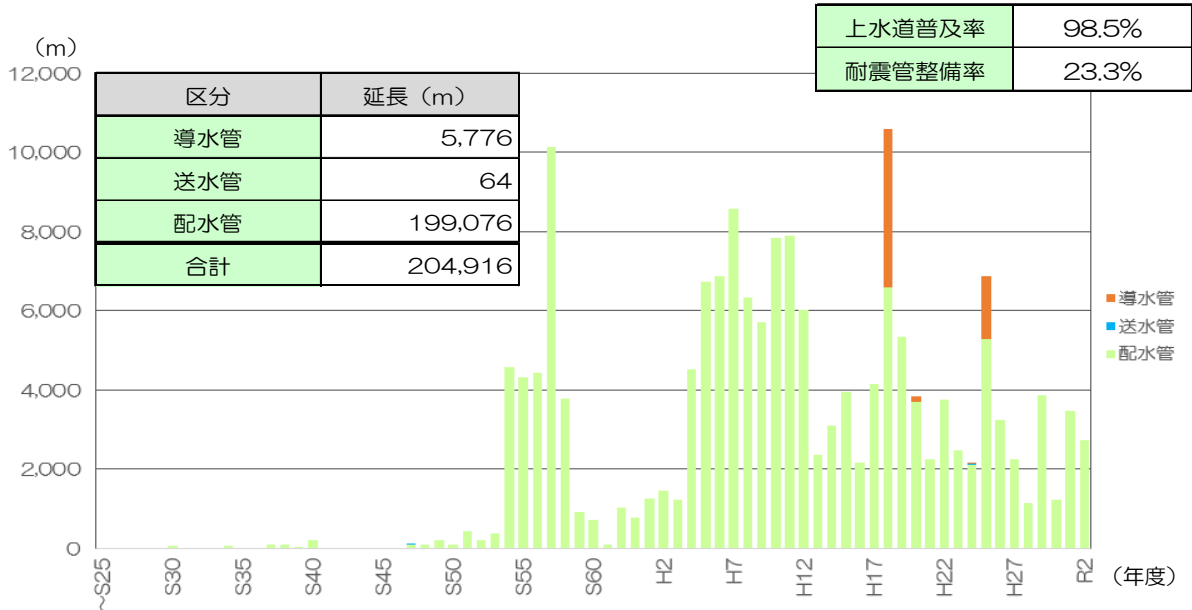
## (3) 運営状況

- 上下水道施設は、11施設全てが直営施設で、施設管理・運転管理を民間委託していません。

## 2-4 上水道

### (1) 整備年度別保有量

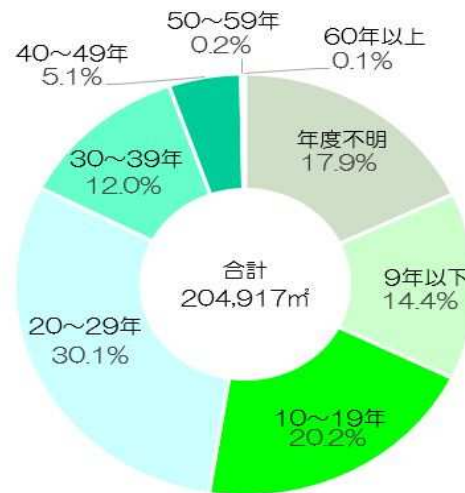
- 上水道管の保有延長は、合計約205kmとなっています。
- 上水道の普及率は98.5%、耐震管整備率は23.3%となっています。



※グラフには配水管の敷設年度不明分36,693mを含んでいない。

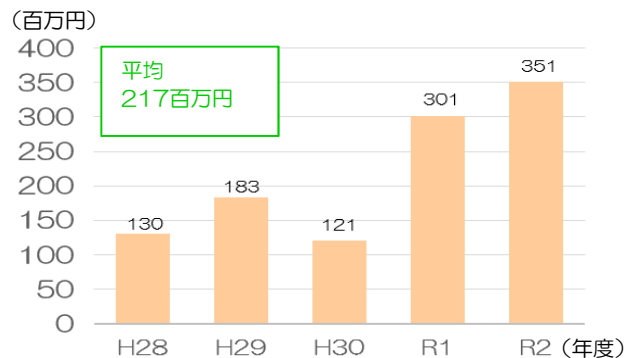
### (2) 経過年数

- 上水道管の経過年数は、20～29年が30.1%で最も多く、年度不明の管を除くほぼ全ての管が整備後60年以内となっています。



### (3) 直近5年間の投資的経費

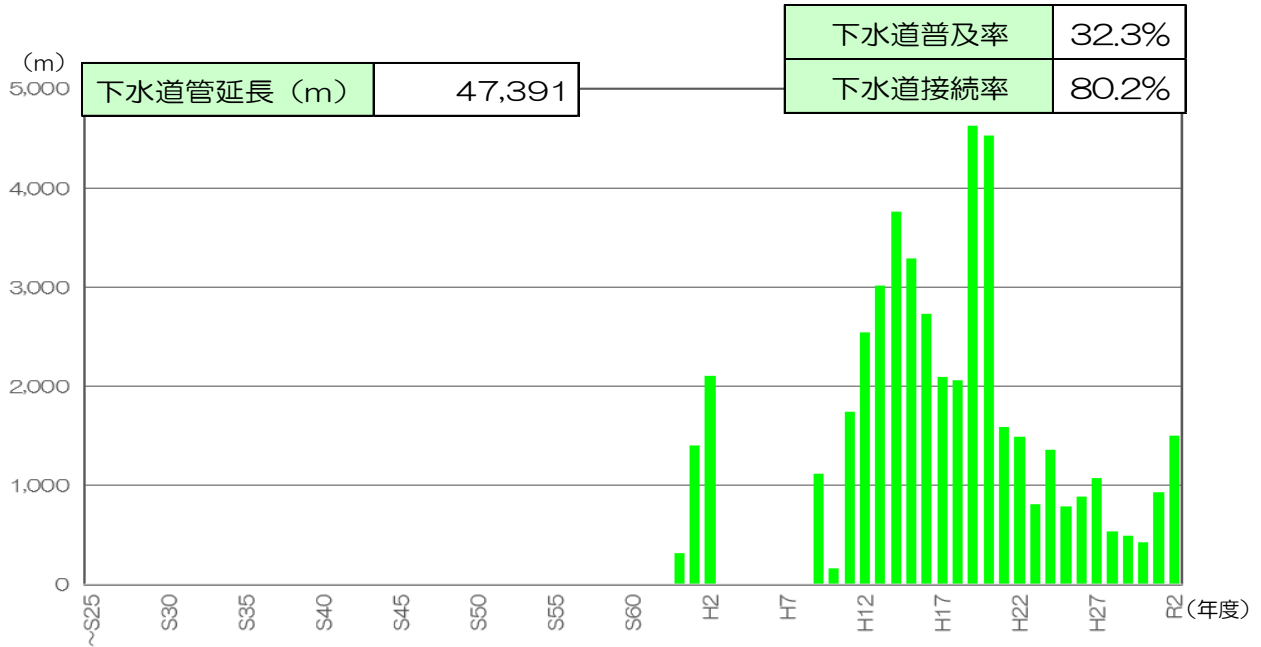
- 平成28年度～令和2年度の5年間での水道に係る投資的経費は、年平均で約2.2億円となっています。



## 2-5 下水道

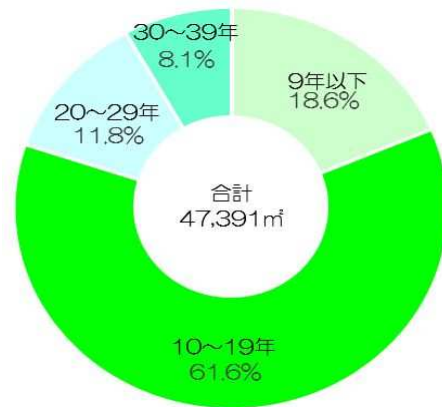
### (1) 整備年度別保有量

- 下水道污水管の保有延長は、約47kmとなっています。
- 平成19年度をピークにその前後において多数整備されており、最も整備年度の古いもので昭和63年度と、全体的に新しい施設となっています。



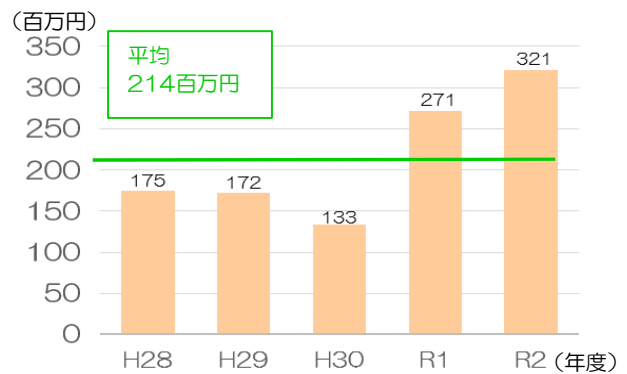
### (2) 経過年数

- 下水道污水管の経過年数は、全てが40年未満となっています。



### (3) 直近5年間の投資的経費

- 平成28年度～令和2年度の5年間での下水道に係る投資的経費は、年平均で約2.1億円となっています。

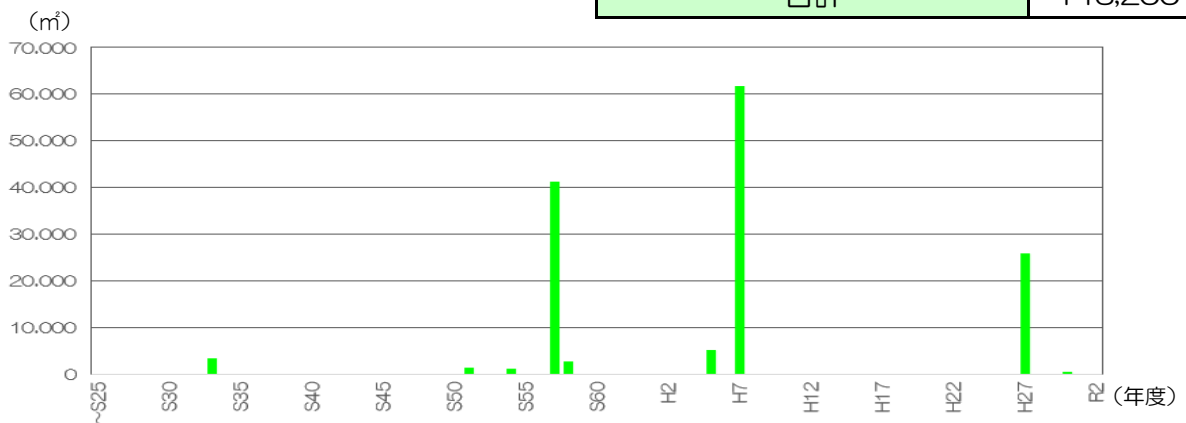


## 2-6 公園

### (1) 整備年度別保有量

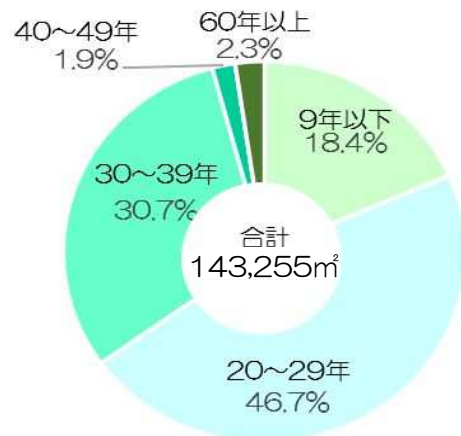
- 公園は、12箇所（約14.3万㎡）を保有しています。
- 昭和57年度に整備された重信川緑地、平成7年度に整備された松前公園の整備面積が、突出しています。
- 松前町国体記念ホッケー公園は、平成29年度愛顔つなぐえひめ国体に合わせ、松前町町民グラウンドを整備し、都市公園としました。

名称	設置年度	面積 (㎡)
義農公園	昭和33年度	3,354
黒田公園	昭和51年度	1,504
高柳公園	昭和54年度	1,152
地蔵町公園	昭和57年度	2,362
重信川緑地	昭和57年度	38,962
塩屋公園	昭和58年度	2,673
ひよこたん池公園	平成5年度	5,172
松前公園	平成7年度	44,317
有明公園	平成7年度	873
福德泉公園	平成7年度	16,507
松前町国体記念ホッケー公園	平成28年度	25,937
台地泉公園	平成30年度	442
合計		143,255



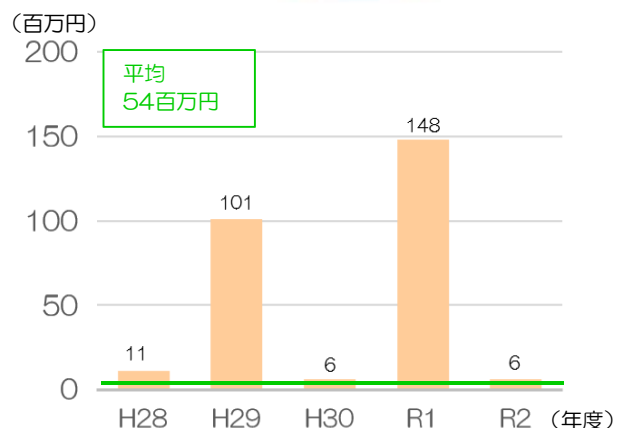
### (2) 設置からの経過年数

- 設置からの経過年数は、30年未満の公園が半分を占めています。



### (3) 直近5年間の投資的経費

- 平成28年度～令和2年度の5年間の公園に係る投資的経費は、年平均で約5,400万円となっています。





## 2-7 その他

---

その他のインフラは、保有量を以下に整理します。

### (1) 用排水路

○ 農業などの取水・排水を目的に造られた施設で、町内には2.1 k mが整備されています。

- ・松前南部排水路

### (2) 湛水防除施設

○ 農地の集中豪雨・地震等の災害による水没を防止する目的で造られた施設で、町内には3施設が整備されています。

- ・義農湛水防除施設
- ・筒井湛水防除施設
- ・新田湛水防除施設

### (3) 樋門・樋管

○ 堤内地の雨水や水田の水等が川や水路を流れ、河川に合流する場合、合流先の河川の水位が高くなった時に、堤内地に逆流しないように設置した施設や、農業用水として取水するための施設で、町内には1級河川（重信川）の堤防に以下の5箇所が整備されています。

- ・栴檀投樋門
- ・新田川樋門
- ・横井手樋門
- ・徳丸樋門
- ・夫婦泉樋門

### (4) ため池

○ 農業（かんがい）用水等の確保のために水を貯え、取水設備を備えた人工の池のことで、町内には2箇所が整備されています。

- ・蓼原池
- ・楠池

### 3 過去に行った対策の実績

- 公共施設については、町独自の点検マニュアルを作成し、平成30年度から施設管理者の目視による定期点検を年2回実施しています。
- 平成28年度以降に改修・更新等の長寿命化対策を実施した施設や統廃合の実績を以下に示します。

#### 公共施設

大分類	中分類	年度	対策内容	効果
文化系施設	集会施設	平成28	北公民館耐震診断（二次診断）委託業務	耐震化
		平成28	西公民館耐震診断（二次診断）委託業務	耐震化
		平成30	西公民館耐震補強工事	耐震化
		令和元	北公民館耐震補強工事	耐震化
	文化施設	令和2	松前総合文化センター省エネ改修工事	省エネ化
スポーツ・レクリエーション施設	スポーツ施設	令和元	松前公園体育館省エネ改修工事	省エネ化
学校 教育系施設	学校	平成29	岡田中学校椅子式階段昇降機設置工事	バリアフリー化
		平成30	松前小学校プールサイドブロック塀改修工事	安全確保
		平成30	岡田中学校プールサイドブロック塀改修工事	安全確保
		平成30	北伊予小学校西側ブロック塀改修工事	安全確保
		平成30	松前町教育施設劣化状況等調査業務	点検・診断
		令和2	北伊予小学校体育館・北伊予中学校武道場照明器具落下防止工事	安全確保
		令和2	松前小学校体育館照明器具落下防止工事	安全確保
		令和2	岡田中学校武道場・体育館照明器具落下防止工事	安全確保
子育て支援施設	幼保・こども園	平成28	松前・宗意原統合保育所新築工事	集約
		平成30	宗意原保育所解体工事	集約
保健・福祉施設	高齢福祉施設	平成30	松前老人憩の家解体工事	集約
	その他社会保健施設	令和2	松前町総合福祉センター省エネ改修工事	省エネ化
行政系施設	庁舎	平成30	旧松前町保健センター解体工事	廃止
	消防施設	平成28	松前町第4分団消防詰所新築工事	集約
		平成29	中川原・徳丸消防詰所解体工事	集約
		令和2	松前町第9分団消防詰所新築工事	集約
公営住宅	公営住宅	平成29	今新開住宅192号解体工事	廃止
		平成30	今新開住宅188号解体工事	廃止
		令和元	神子舞住宅ブロック塀改修工事	安全確保

#### インフラ

分類	年度	対策内容	効果
橋りょう	平成28	道路橋点検	点検・診断
		橋梁修繕調査設計	点検・診断
		庚申橋ほか橋梁修繕工事	長寿命化
	平成29	道路橋点検	点検・診断
		昌農内玉生第1橋ほか橋梁修繕調査設計	点検・診断
		1-27-1橋ほか橋りょう修繕調査設計	点検・診断
	平成30	道路橋点検	点検・診断
		1-27-1橋修繕ほか道路改良工事	長寿命化
		1-11-1 橋修繕工事	長寿命化
		有明橋ほか橋りょう修繕工事	長寿命化
	令和元	松前町橋りょう長寿命化修繕計画策定	長寿命化
		2-66-1橋ほか橋りょう修繕工事	長寿命化
	令和2	道路橋点検	点検・診断
1-67-1橋ほか橋りょう修繕工事		長寿命化	
上下水道施設	令和2	松前町公共下水道松前浄化センター修繕・改築計画策定（ストックマネジメント計画）	長寿命化
下水道	令和2	松前町ストックマネジメント（修繕・改築）計画策定（管路施設）	長寿命化

※建設工事：予定価格130万円以上、業務委託：予定価格50万円以上を対象としています。

# 第4章 維持管理・更新費用の見通し

## 1 試算条件

### 1-1 試算条件

現在保有している公共施設等を今後も保有し続け、耐用年数経過後に現在と同じ規模で建替え・更新を行うこととする従来通りの場合と、長寿命化計画に沿って建替え・更新を行うこととした場合の今後40年間（令和3年度～令和42年度）で必要となる費用の推計を行います。

推計値の積算方法については、従来手法は、総務省の「公共施設等更新費用試算ソフト」に準拠し、計画に沿った手法は、各公共施設等の長寿命化計画等に基づき試算を行いました。

類型		考え方
公共施設 及び 上下水道 施設	従来 手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建設から30年で大規模改修、60年で建替えを行うものとし、施設の延床面積に分類別の更新単価を乗じることにより費用を試算する。</li> <li>○ 更新単価は、更新費用試算ソフトの初期設定値を使用する。</li> <li>○ 設計・施工と複数年度にわたり費用がかかることを考慮し、単年度に費用が集中しないよう、大規模改修は2年間、建替えは3年間で費用を振り分ける。</li> <li>○ 現時点で既に更新年数・大規模改修年数を経過しているが、更新・大規模改修が行われずに残されている場合、予防保全でなく事後保全での対応とする。</li> </ul>
	計画に 沿った 手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建設から25年で中規模改修、中規模改修から25年で大規模改修、80年で建替えを行うものとし、延床面積に施設分類別の更新単価を乗じることにより費用を試算する。</li> <li>○ 更新単価は、総務省が示した更新単価から町独自の改修単価及び建替え単価を積算し、使用する。</li> <li>○ 改修及び建替えは、単年度に費用が集中しないよう、設計を合わせて基本3年間で設定する。</li> <li>○ 既に中規模改修年数・大規模改修年数を経過しているが、更新が行われずに残されている場合、10年間を目安に改修を計画する。</li> </ul>
道路	従来 手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 整備面積を更新年数(15年)で割った面積を1年間の舗装部分の更新量と仮定し、更新単価を乗じることにより費用を試算する。</li> <li>○ 更新単価は、更新費用試算ソフトの初期設定値を使用する。</li> </ul>
	計画に 沿った 手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 使用目標年数は、過去の修繕実績等を踏まえ、15年とする。</li> <li>○ 舗装修繕計画の計画期間は、5年とする。</li> <li>○ 更新単価は、更新費用試算ソフトの初期設定値を使用する。</li> </ul>

橋りょう	従来手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建設から60年で更新を行うものとし、構造別の橋りょう面積にそれぞれの更新単価を乗じることにより費用を試算する。</li> <li>○ 更新単価は、更新費用試算ソフトの初期設定値を使用する。</li> <li>○ 構造が鋼橋であるものは鋼橋で、それ以外の構造の場合はPC（プレストレスト・コンクリート）橋として更新すると仮定する。</li> <li>○ 現時点で既に更新年数を経過しているが、更新が行われずに残されている場合、5年間で費用を振り分ける。</li> </ul>
	計画に沿った手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 更新年数は、鋼橋60年、コンクリート橋75年とする。</li> <li>○ 費用計算は、松前町橋りょう長寿命化修繕計画を参照している。</li> </ul>
上水道	従来手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建設から40年で更新を行うものとし、現在と同じ延べ面積等で更新すると仮定し、管径別年度別延長に、それぞれの更新費用を乗じることにより費用を試算する。</li> <li>○ 更新単価は、更新費用試算ソフトの初期設定値を使用する。</li> <li>○ 現時点で既に更新年数を経過しているが、更新が行われずに残されている場合、5年間で費用を振り分ける。</li> </ul>
	計画に沿った手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建設から40年で更新を行うものとする。</li> <li>○ 更新単価 管径別 更新単価 (円/m) (導水管・送水管・配水管) 97,000円/m～923,000円/mで試算する。</li> <li>○ 更新費用 (円) は、年次別ストック量 (m) に更新単価 (円/m) を乗じることにより試算する。</li> <li>○ 年次別更新量 (m) は、過去の年次別整備量 (m) から算出する。</li> </ul>
下水道	従来手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建設から50年で更新を行うものとし、管径別延長にそれぞれの更新単価を乗じることにより費用を試算する。</li> <li>○ 更新単価は、更新費用試算ソフトの初期設定値を使用する。</li> <li>○ 現時点で既に更新年数を経過しているが、更新が行われずに残されている場合、5年間で費用を振り分ける。</li> </ul>
	計画に沿った手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 管径ごとの改築単価を改築延長に乗じて、総費用を総延長により除した平均単価とする (9,000円/m ～ 946,000円/m)。</li> <li>○ 松前町ストックマネジメント実施方針策定業務 (管路施設) の長期的な改築シナリオ4を参照する。</li> </ul>

※公園については、建築物ではなく、改修・更新が発生しないため試算対象外。

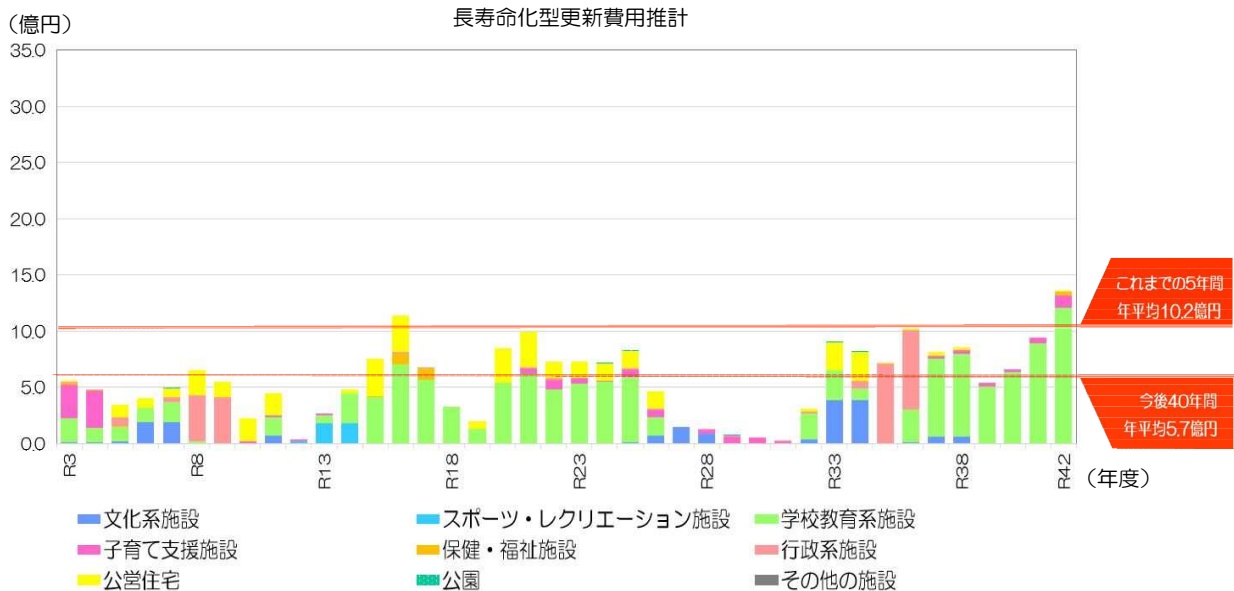
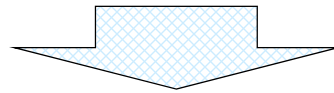
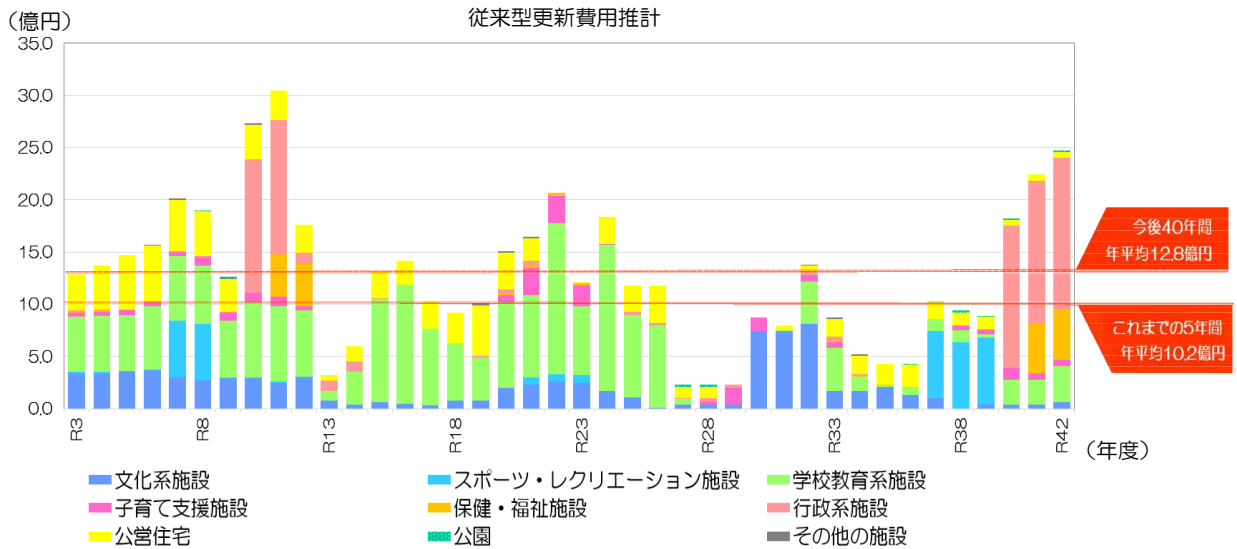
※改修・更新が行われる年度が決まっている建物に関しては、その年度に金額を計上。

※本計画改訂にあたり、推計期間を令和3年度から令和42年度までとする。

## 2 試算結果

### 2-1 公共施設

- 今後40年間に「従来手法による単純更新をした場合」は、総額で約510億円となり、年平均額は約12.8億円となります。「長寿命化計画に沿った更新をした場合」は、総額約228億円となり、年平均額は約5.7億円となります。
- 長寿命化に努めることにより、今後40年間で更新費用が約282億円削減でき、年平均では、約7.1億円削減できる試算になりました。

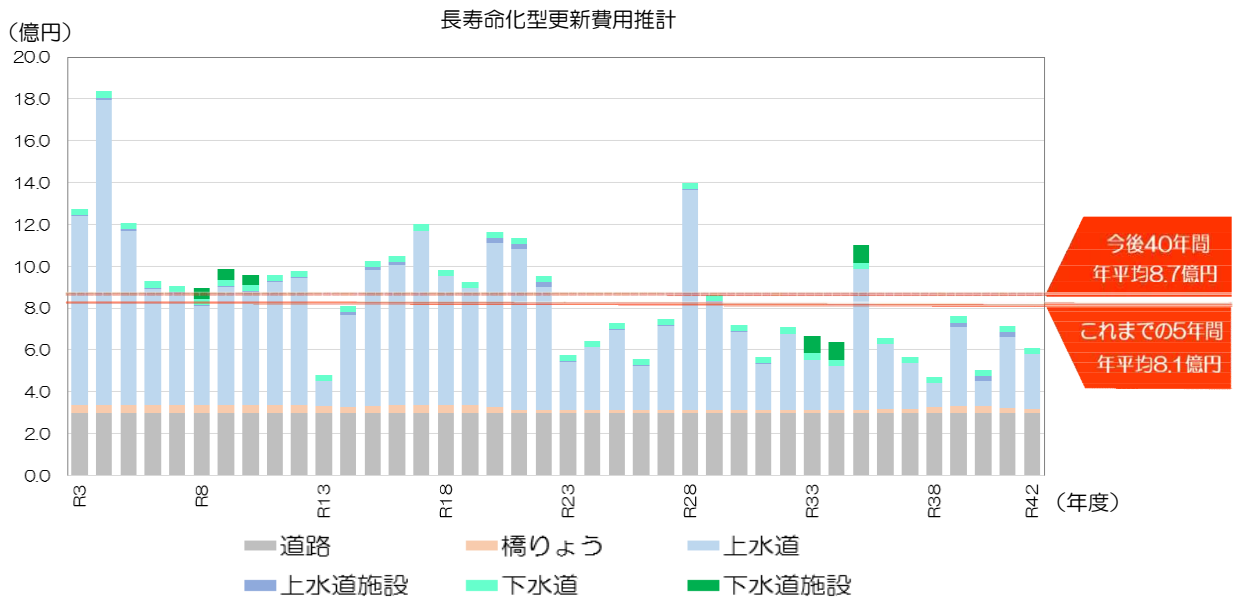
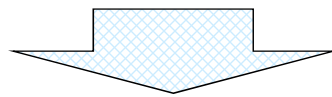
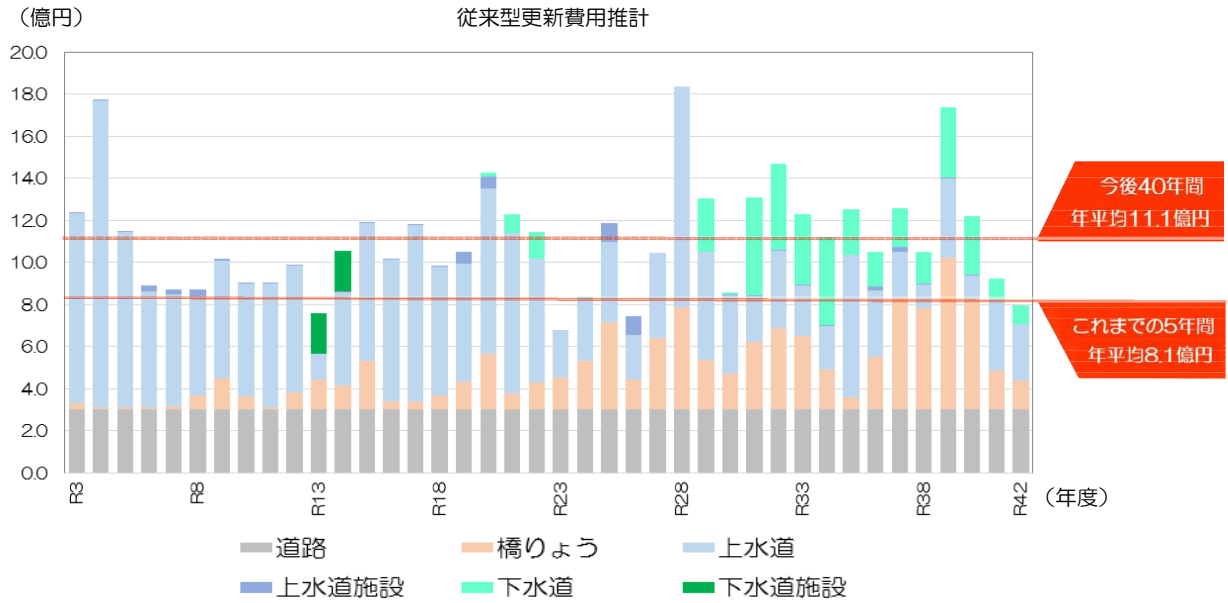


単位：億円

従来型更新費用推計 今後40年間の年平均額	長寿命化型更新費用推計 今後40年間の年平均額	差額
12.8	5.7	7.1

## 2-2 インフラ

- 今後40年間に「従来手法による単純更新をした場合」は、総額で約446億円となり、年平均額は約11.1億円となります。「長寿命化計画に沿った更新をした場合」は、総額約349億円となり、年平均額は約8.7億円となります。
- 長寿命化に努めることにより、今後40年間の更新費用が約97億円削減でき、年平均では、約2.4億円削減できる試算になりました。



単位：億円

従来型更新費用推計 今後40年間の年平均額	長寿命化型更新費用推計 今後40年間の年平均額	差額
11.1	8.7	2.4

## 第5章 課題整理

本町の公共施設等に関する現状を踏まえ、課題を以下のとおり整理します。

### (1) 総人口の減少及び少子高齢化への対応が求められる

- 総人口は、平成22年に減少へ転換し、令和7年から30年後の令和37年の推計は約12%減となっており、人口の減少による公共施設の総量(規模等)の見直しが求められます。
- 令和7年から30年後の年齢層の構成比の推移は、生産年齢人口(15~64歳)が55%から53%へ低下、年少人口(0~14歳)が13%から15%へ上昇、高齢人口(65歳以上)が32%から変動なしの予測となっており、人口構成の変動による公共施設に対するニーズの変化による行政サービスのミスマッチへの対応が求められます。

### (2) 投資的経費の縮減と更新費用の増大により施設更新が難しくなる

- 生産年齢人口の減少が見られるものの、自主財源比率は高く、町税収入は横ばい傾向です。歳出では、社会保障関係費が増加傾向です。
- 公共施設(建物)の6割が築30年以上経過しており、今後、老朽化に対する施設の大規模な修繕が多く発生し、大きな費用が必要となります。
- 個別施設計画を策定した結果、将来の公共施設の更新に係る整備費は、今後40年間において、現状の公共施設に関する投資的経費の約45%、インフラの更新に係る整備費については約78%、全体としては約60%に抑えることができます。しかし、社会保障関係費は今後も増加し、投資的経費に充てることができる財源はますます少なくなることが予想されるため、投資的経費の更なる縮減に努める必要があります。

### (3) 耐震化への対応が求められる

- 町有施設のうち、延床面積で4割以上を占める学校の耐震化は完了していますが、公営住宅や集会施設など旧耐震基準の建物のうち、37%は耐震改修が未実施となっており、早急な対策が求められます。

### (4) 町民の皆さんと問題意識を共有し、協働で取り組んでいく必要がある

- 今までの行政サービスを維持することを前提に、町民の皆さんとともに、施設の集約化・複合化・統廃合など、公共施設規模の縮小に取り組んでいく必要があります。

## 第6章 公共施設等の管理に関する基本方針

松前町の公共施設は、建物の6割が築30年を経過するなど老朽化が進んでおり、耐震化についても、現状の約3分の1が未改修となっています。今回、個別施設計画を反映した結果、将来の公共施設等の更新に掛かる費用は、今後40年間において、現状の公共施設に係る投資的経費の約45%、インフラは約78%、全体としては約60%に抑える試算となりましたが、将来の状況によっては、財政的な理由で施設の整備や改修ができなくなる可能性もあります。

また、松前町の人口は、令和7年から30年間で12%減少し、高齢者の割合は、32%に達するものと予想されており、行政サービスについても、この人口状況の変化への対応が必要です。

これらの状況を踏まえ、持続可能なまちづくりを目指して公共施設等の更新費用を縮減し、効率的で安全な公共施設等の維持管理を行うため、公共施設等の管理に関する基本方針とその実施方針を以下のとおり定めます。

### 1 基本方針

#### 方針① 財政負担の軽減に向けた施設保有量の削減

今後の集中的な更新時期の到来と厳しい財政状況に鑑みると、現在保有する施設全部をこれまでどおり更新していくことは不可能です。また、将来人口が減少傾向で推移し、人口構成や生活スタイルも変化しているため、現在保有する施設をこのまま持ち続けることはとても難しい状況にあります。

このため、次の考え方により施設の保有量を削減します。

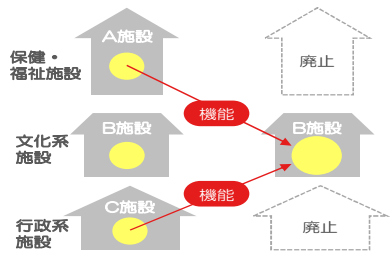
- 原則として、現在建設中の施設を除き、新たな施設は建設しません。
- 新たな行政ニーズが発生し、やむを得ず新たに公共施設が必要とされる場合は、既存施設の活用や複合化、あるいは民間によるサービス提供の可能性を検討し、保有量の増加をできる限り抑えます。
- 施設を更新する場合は、周辺のお施設との集約化や複合化を優先的に検討し、単独での更新は、極力控えます。
- 町単独で全ての施設を整備・運営するというフルセット主義を廃し、国や他の自治体が設置する施設の相互利用や民間施設を活用した公共サービスの提供など、施設利用の広域的な連携について検討します。
- インフラは、町民の生活に不可欠なものが多く、直ちに廃止することは困難なため、整備をする場合は、まちづくりの長期的な展望を踏まえて必要性や規模などを慎重に検討し、できる限り保有量を抑えます。



削減目標：40年間（平成29年度から令和38年度まで）で公共施設（建物）の延床面積を15%以上削減  
 ※令和2年度末現在で、1.67%削減しています。

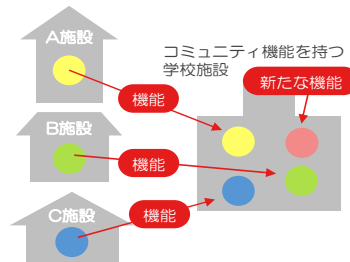
取組の実効性の確保及び進捗状況管理のため、具体的な延床面積の削減目標数値を設定します。削減目標数値は、将来の人口減少割合（平成27年から令和37年まで）と同程度とします。

### 集約（統合）化・複合化のイメージ



#### 集約（統合）化

類似する機能を持つ施設を集約すること。会議室、和室、多目的室などの同種の類似機能を、近隣にある異なる分類の施設がそれぞれ有している場合、これらを集約化することで施設総量を削減することができます。



#### 複合化

異なる機能を持った施設を一つの建物内に併設させること。会議室等の重複する用途の兼用により、施設の規模を小さくすることができます。また、異なる用途が混在することによる相乗効果やにぎわいの創出、利用者の利便性向上も期待できます。

## 方針② 施設を長く、快適に使用するための長寿命化対策の推進

更新費用を縮減・平準化するためには、施設をより長く使い、更新時期を遅らせることが有効です。

このため、次の考え方により施設の長寿命化対策を推進します。

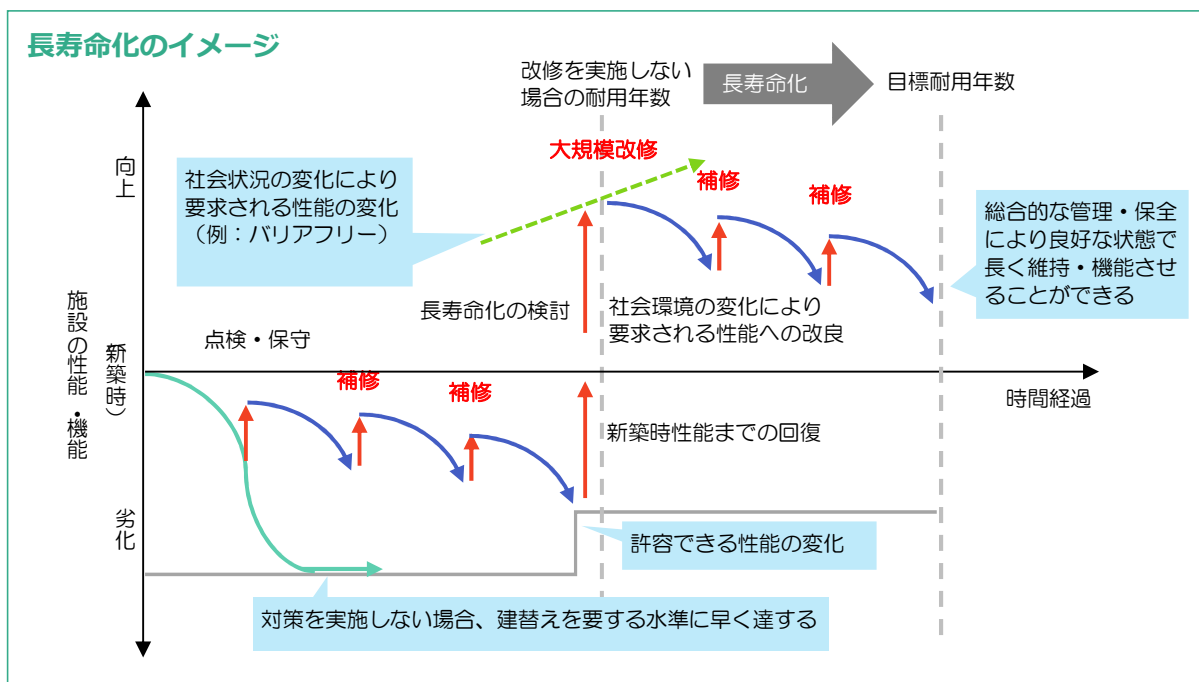
- 今後も保有し続ける施設については、ライフサイクルコスト（施設などの建設・使用・除却を通して掛かる費用）を慎重に考慮しながら、計画的な修繕・改修及び長寿命化改修により施設の耐久性を向上させます。
- 時代の変化に対応するため、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入などにより機能性の向上を図ります。
- 施設を更新する場合や改修する場合は、将来の用途変更や複合化などにも対応しやすい施設となるよう配慮します。

### バリアフリーとは

高齢者、障害者などが社会生活をしていく上での、物理的・社会的・制度的・心理的な障壁（バリア）など、全ての障壁を除去（フリー）するという考え方のこと。

### ユニバーサルデザインとは

障害の有無、年齢、性別などに関係なく、全ての人が利用しやすいように都市や生活環境をデザインする考え方のこと。



## 方針③ 計画的な点検・修繕による安全性の確保

現在保有する施設は、既に老朽化しているものが多く、今後は、施設の経過年数の増加に伴い修繕・改修が必要な施設が増えていくことが予想されます。

このため、次の考え方により施設の安全性を確保します。

- 耐震性のない施設については、今後も保有し続けるかどうか検討し、優先順位を定め計画的に耐震化を推進します。
- 施設の損傷を早期に発見し、事故や大規模な修繕に至る前に計画的に修繕を行う予防保全型の維持管理を行います。
- 施設の点検・診断を計画的に行う仕組みを整え、その結果に基づき、優先順位を定めて施設の修繕・改修を行っていきます。

## 方針④ 効率的な運営のための民間活力の導入

近年、民間企業と連携して事業や施設の維持管理・運営を行う手法であるPPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）が注目されています。現在、松前町の一部施設で行われている指定管理者による施設管理がその一つです。施設の更新や維持管理コストの削減、効率的な管理運営を図るためには、このPPPの導入など、民間活力により柔軟な活用をすることが有効です。

このため、次の考え方により民間活力の導入を推進します。

- 施設の整備・運営については、PPPの導入を検討し、サービス水準の向上や財政負担の軽減を図ります。
- 民間のノウハウや創意工夫・柔軟性を活用し、競争原理を導入することにより、効率的な運営を図ります。



## 方針⑤ 町民の皆さんとの協働の推進

公共施設のあり方の見直しを行うためには、公共サービスのあり方も見直す必要があり、そのためには、サービスの受け手である町民の皆さんの御理解、御協力が不可欠です。

このため、次の考え方により、町民の皆さんとの協働を推進します。

- 施設に関する情報を公開し、公共施設等の現状や問題点などに関する認識の共有を図ります。
- 公共施設・サービスのあり方について再検討し、町民の皆さんと話し合いながら、どうあるべきかを考えます。
- 受益者負担の考え方（提供されるサービスによって利益を受ける人が費用を負担するという考え方）に基づき、使用料などの適切な設定に努めます。

## 2 実施方針

### 2-1 点検・診断等

- 法令に基づいて実施する法定点検に加え、施設管理者の目視による定期点検を実施します。必要に応じて、施設管理者による日常点検や、台風通過後や地震発生後に施設の見回りを行う緊急点検を実施します。
- 点検・診断に必要な知見やノウハウが必要になるため、当分の間は他自治体や国が定めた基準などを参考に点検・診断を実施していきます。その中で、知見やノウハウを蓄積し、必要な基準の整備や技術力を持った人材の確保・育成に取り組み、点検・診断の精度向上を図ります。
- 点検・診断の履歴情報の蓄積及び共有化を行い、総合管理計画の見直しに反映して内容の充実を図るとともに、維持管理・修繕・改修・更新を含む老朽化対策に活用します。

### 2-2 維持管理・修繕・更新等

- これまでの事後保全型の維持管理から予防保全型の維持管理へ転換し、軽微な段階での損傷の発見と適切な処置の実施を推進します。
- 点検・診断の結果に基づき、必要な対策を適切な時期に実施するとともに、これらの取組を通じて得られた施設の状態や対策履歴などの情報を記録し、次期点検・診断に活用する「メンテナンスサイクル」を構築し、継続的に発展させていきます。
- 施設を更新する場合は、維持管理が容易な構造や施設構成を採用します。修繕・改修時には、利用条件や施設環境など各施設の特性を考慮し、合理的な工法を選択します。
- エネルギー消費の多い空調設備や照明設備などは、消費の少ないものに置き換えを進め、省エネルギーを推進します。
- 施設の更新については、その効果について慎重に検討し、真に必要な施設のみ更新します。更新する場合は、周辺他施設との集約化や複合化を検討します。
- 施設を更新する場合は、将来人口やまちづくりの方向性など町全体の状況を考慮して適正規模の検討を行うとともに、より効果的かつ効率的なサービスの提供を行う手法の一つとしてPPP/PFIといった民間活力の導入を検討します。

#### PPF（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）とは

PPPの代表的な手法の一つで、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うこと。

### 2-3 安全確保

- 点検・診断により高度の危険性が認められた施設については、利用状況や効果を考慮し、速やかに集約（統合）・廃止又は必要な措置の検討を行います。

### 2-4 耐震化

- 耐震診断・耐震改修が完了していない施設については、施設の種類や利用者数、利用者特性に加え、防災拠点としての指定有無などを考慮して、優先順位を設定し、計画的に耐震診断・耐震改修を推進します。
- 耐震改修は、施設の修繕や改修と併せて実施することにより効率化を図ります。
- 今後の廃止・除却が決定している施設については、耐震診断・耐震改修は、実施しないものとします。

## 2-5 長寿命化

---

- 点検・診断等により施設の状態を把握し、構造体や設備の補修・改修を計画的に行うことにより、施設の長寿命化を推進します。
- 設備を更新する場合は、できるだけ耐用年数が長い設備の導入に努めます。
- 長寿命化対策は、長期的に維持していく施設と今後廃止する施設に分類し、長期的に維持していく施設を対象に実施します。

## 2-6 集約（統合）・廃止

---

- 施設のコスト、サービス、性能情報から施設ごとに評価を実施し、費用対効果が低い施設については、集約（統合）・廃止・転用を検討します。
- 施設の集約（統合）・廃止の検討は、施設の所管課や分類にとらわれず、全庁横断的で柔軟な視点で行います。
- 集約（統合）・廃止は、対象施設に関する情報を町民と共有し、取組への理解を得ながら行います。

## 2-7 未利用資産等の活用や処分に関すること

---

- 町として現在利活用していない土地や建物などの未利用資産等については、町において利活用を図るほか、町において利活用の予定がない場合には、売却を基本として検討します。

## 2-8 バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化

---

- 国が示す「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020閣僚会議決定）の考え方を踏まえ、公共施設等の大規模改修や建替えの際は、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進します。

## 2-9 脱炭素化

---

- 施設の維持・更新等に当たっては、断熱性能の高い材料の使用、省エネ性能に優れた機器や太陽光発電設備の導入など、消費エネルギーの省力化及び再生可能エネルギーの導入を推進し、計画的な施設の脱炭素化に努めます。

# 第7章 施設類型別の基本方針

施設類型別の基本方針を以下に整理します。

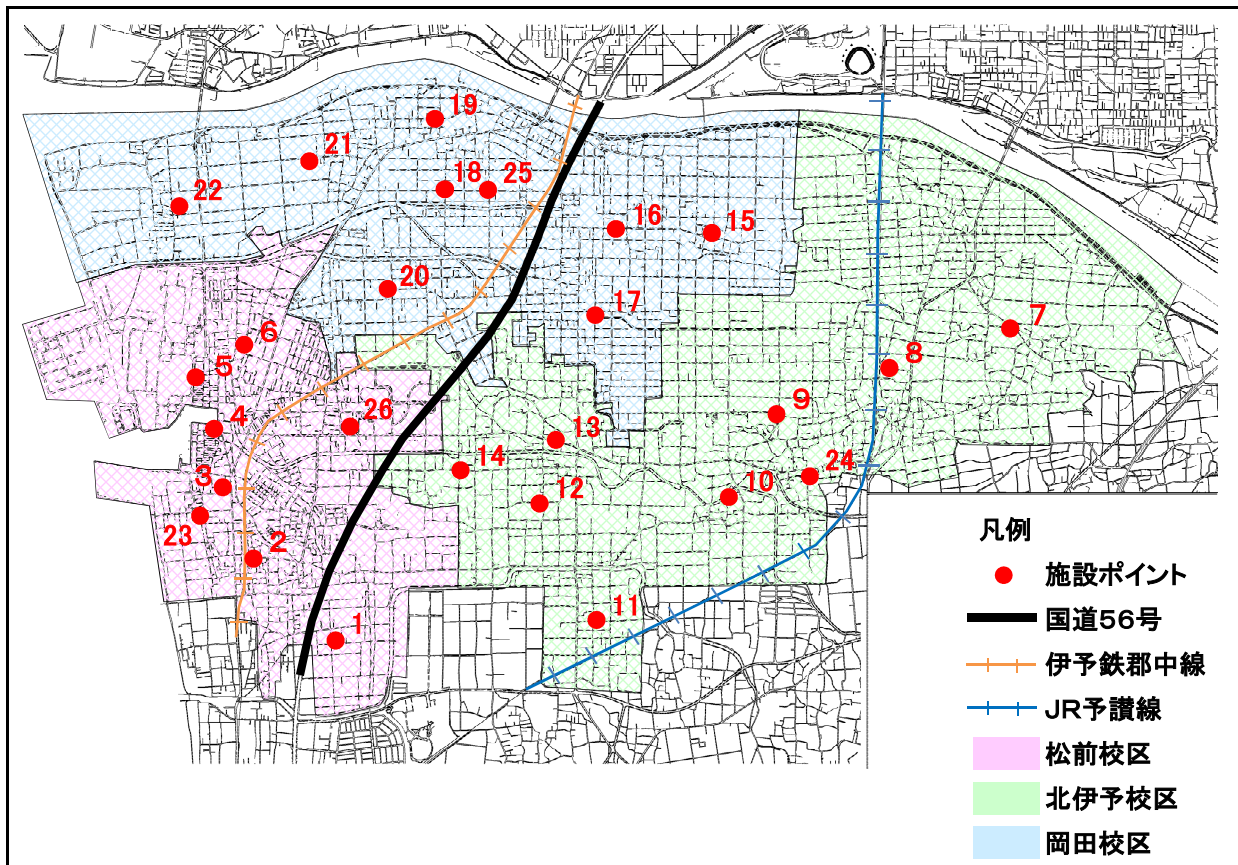
なお、ここでは、各類型に特有の方針のみを記載するものとし、記載のない事項については、「第6章 公共施設等の管理に関する基本方針」に基づくものとします。

## 1 公共施設

### 1-1 文化系施設

#### 施設の概要

大分類	中分類	主な施設
文化系施設	集会施設	地元集会所及び公民館22施設 地区公民館3施設（松前町西・東・北公民館）
	文化施設	松前総合文化センター
施設数 26 施設	棟数 32 棟	延床面積 12,977 m <sup>2</sup>



番号	中分類	施設名称	校区	複合化状況	代表建築年
1	集会施設	南黒田公民館	松前		昭和39年
2	集会施設	北黒田公民館	松前		昭和38年
3	集会施設	宗意原集会所	松前	宗意原消防会館と複合施設	昭和46年
4	集会施設	新立集会所	松前	新立消防詰所と複合施設	昭和52年
5	集会施設	本村集会所	松前	本村消防詰所と複合施設	昭和56年
6	集会施設	筒井公民館	松前		昭和48年
7	集会施設	徳丸集会所	北伊予		昭和57年
8	集会施設	出作集会所	北伊予		平成6年
9	集会施設	神崎集会所	北伊予		昭和57年
10	集会施設	鶴吉公民館	北伊予		平成13年
11	集会施設	横田公民館	北伊予		平成13年
12	集会施設	大溝公民館	北伊予		平成3年
13	集会施設	永田公民館	北伊予		昭和47年
14	集会施設	東古泉公民館	北伊予		平成18年
15	集会施設	大間集会所	岡田		昭和54年
16	集会施設	上高柳集会所	岡田		昭和52年
17	集会施設	恵久美集会所	岡田		平成10年
18	集会施設	昌農内集会所	岡田		昭和53年
19	集会施設	西高柳集会所	岡田		昭和56年
20	集会施設	西古泉公民館	岡田	西古泉消防詰所と複合施設	昭和61年
21	集会施設	北川原集会所	岡田		平成2年
22	集会施設	塩屋集会所	岡田		平成24年
23	集会施設	松前町西公民館	松前	松前老人憩の家と複合施設	昭和54年
24	集会施設	松前町東公民館	北伊予	北伊予老人憩の家と複合施設	平成4年
25	集会施設	松前町北公民館	岡田	松前町児童館、岡田老人憩の家と複合施設	昭和55年
26	文化施設	松前総合文化センター	松前		昭和63年

## 基本方針

### (1) 集会施設

#### 【地元集会所及び公民館】

- 施設の更新や改修は、施設の必要性や将来的な需要を考慮して慎重に行います。
- 町民の皆さんとの協働による管理を推進し、今後も地元による維持管理を継続します。
- 地元による適切な維持管理を確保するため、維持管理マニュアルの作成など、必要な指導を行います。

#### 【地区公民館】

- 各地区コミュニティ活動の拠点として、サービスの向上に努めます。
- 受益者負担の原則に基づき、使用料の見直しを行います。

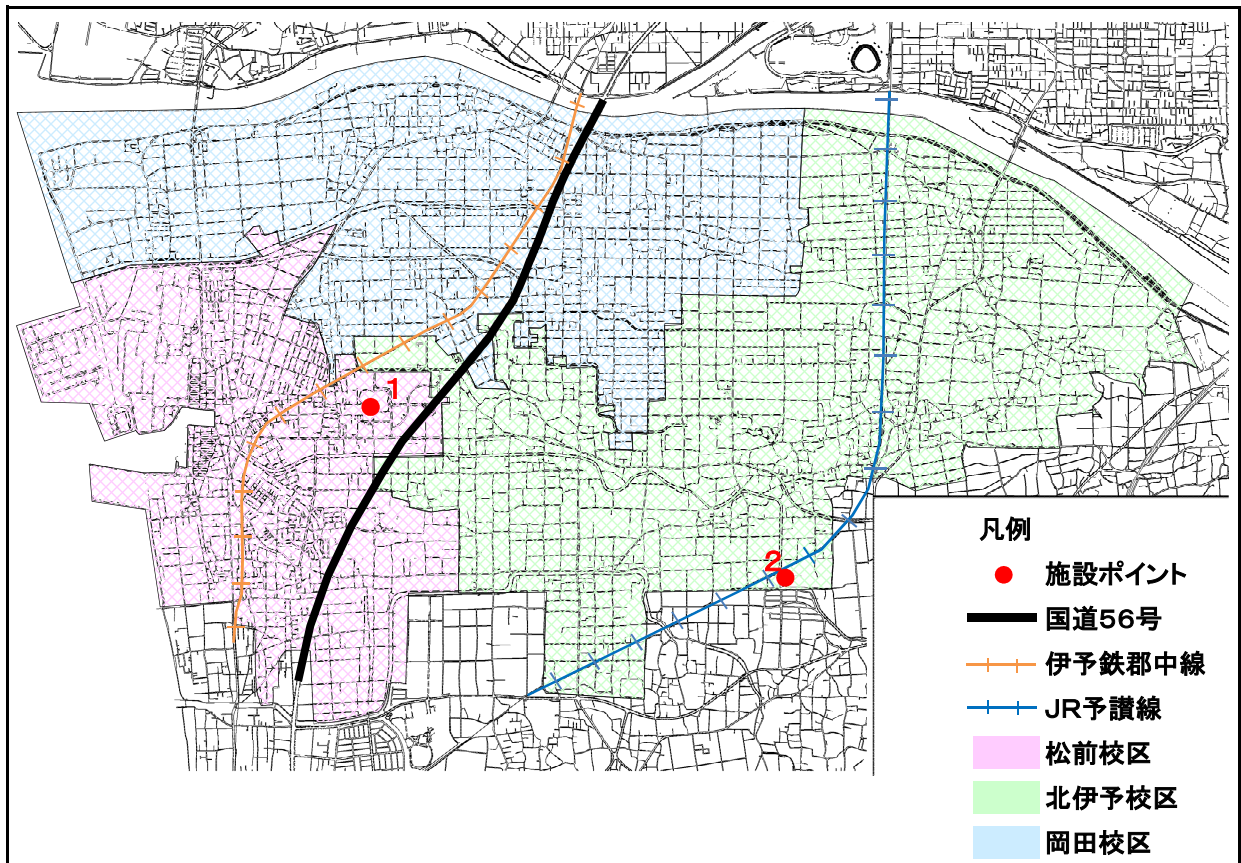
### (2) 文化施設

- 当面の間は、現状の施設を維持します。
- 今後も指定管理者による運営を継続します。指定管理者の指定に当たっては、運営状況を検討し、できる限り負担の軽減に努めます。
- 指定管理者と連携し、生涯学習活動の拠点として効果的なサービスの向上に努めます。
- 受益者負担の原則に基づき、利用料・使用料の見直しを行います。

## 1-2 スポーツ・レクリエーション施設

## 施設の概要

大分類	中分類	主な施設
スポーツ・レクリエーション施設	スポーツ施設	松前公園体育館 松前町国体記念ホッケー公園体育館
施設数 2 施設	棟数 2 棟	延床面積 5,861 m <sup>2</sup>



番号	中分類	施設名称	校区	複合化状況	代表建築年
1	スポーツ施設	松前公園体育館	松前		平成8年
2	スポーツ施設	松前町国体記念ホッケー公園体育館	北伊予		昭和55年

## 基本方針

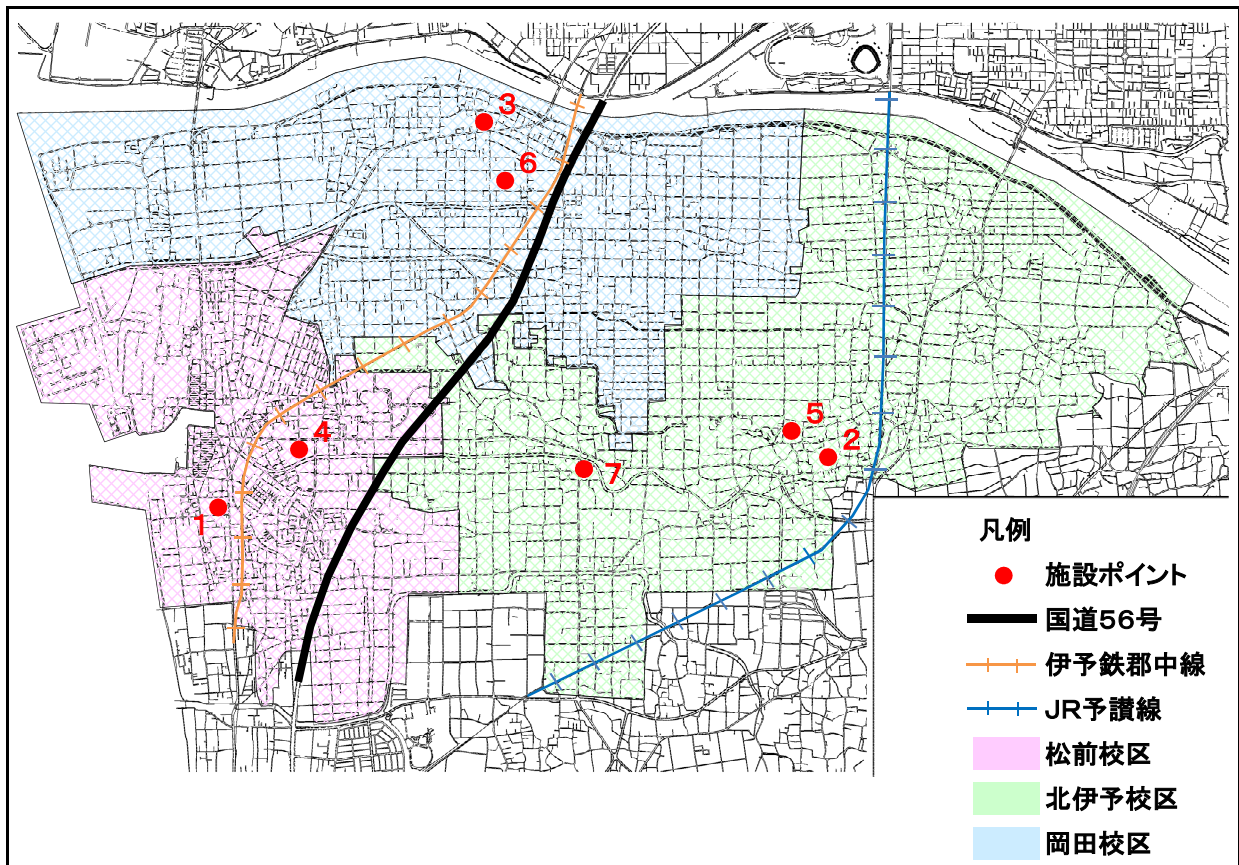
- 稼働率が高く、利用者数も多いため、当面の間は、現状の施設を維持します。
- 老朽化した施設は、必要性を十分検討して、今後の方向性を決定します。
- 松前公園体育館については、今後も指定管理者による運営を継続します。指定管理者の指定に当たっては、運営状況を検討し、できる限り財政負担の軽減に努めます。
- 松前町国体記念ホッケー公園体育館については、指定管理者の導入について検討します。
- 指定管理者と連携し、スポーツ振興の拠点として効果的なサービスの向上に努めます。
- 受益者負担の原則に基づき、利用料・使用料の見直しを行います。



1-3 学校教育施設

施設の概要

大分類	中分類	主な施設
学校教育施設	学校	小学校3校、中学校3校（松前・北伊予・岡田）
	その他教育施設	学校給食センター
施設数 7 施設	棟数 59 棟	延床面積 44,585 ㎡



番号	中分類	施設名称	校区	複合化状況	代表建築年
1	学校教育施設	松前小学校	松前	松前小学校放課後児童クラブと複合施設	昭和47年
2	学校教育施設	北伊予小学校	北伊予		昭和40年
3	学校教育施設	岡田小学校	岡田		昭和53年
4	学校教育施設	松前中学校	松前		令和2年
5	学校教育施設	北伊予中学校	北伊予		昭和49年
6	学校教育施設	岡田中学校	岡田		昭和46年
7	その他教育施設	学校給食センター	北伊予		平成15年

## 基本方針

### (1) 学校

- 当面の間は、現状の施設を維持します。児童・生徒数の大幅な増加は見込めないため、大規模改修や更新を行う場合には、地域内の他施設との複合化を検討します。将来的には、施設の集約（統合）化を検討します。
- 大規模な施設であるため、学校の施設開放その他各地域の拠点施設としての活用を検討します。

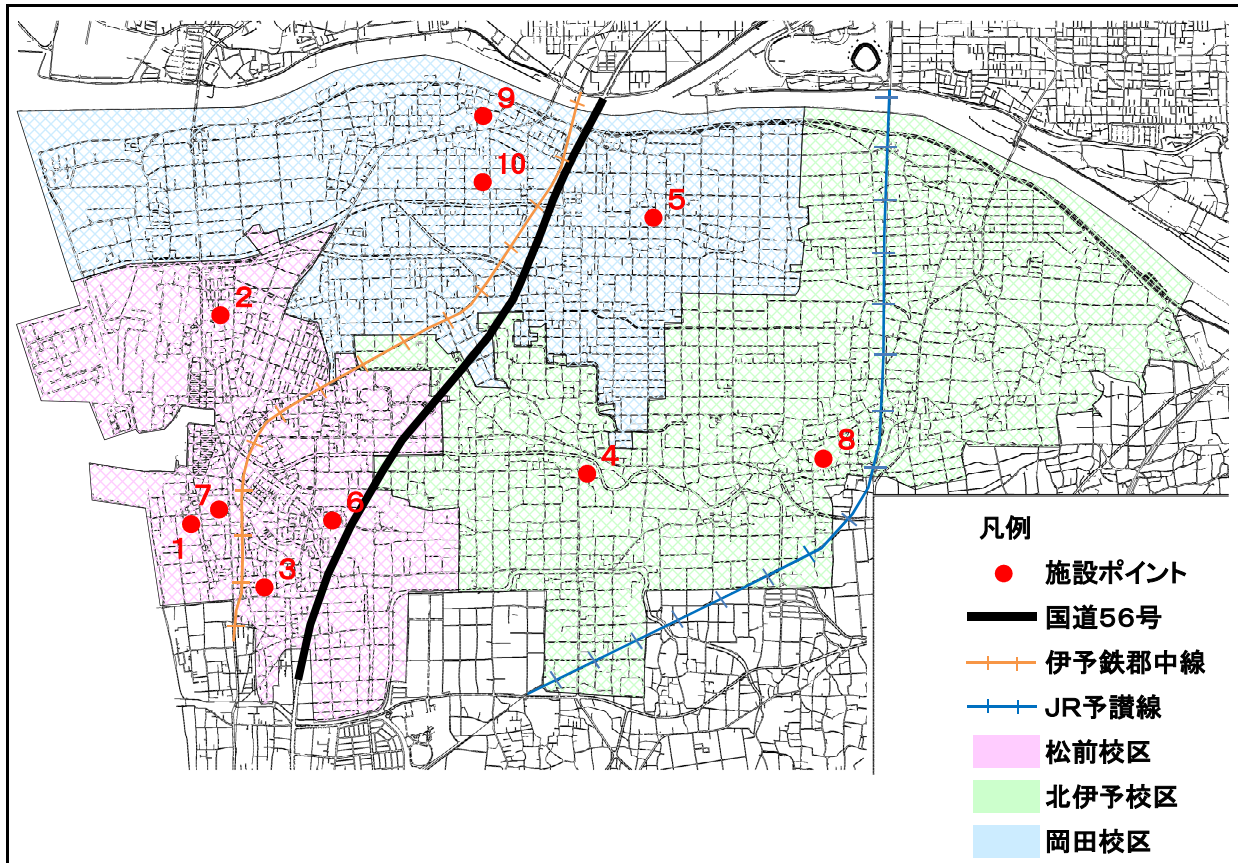
### (2) その他教育施設

- 学校給食センターについては、当面の間は現状の施設を維持します。
- 児童・生徒数の変化に合わせて、需要に見合った効率的な運営を行います。

1-4 子育て支援施設

施設の概要

大分類	中分類	主な施設
子育て支援施設	幼保・こども園	幼稚園2施設、保育所4施設
	幼児・児童施設	放課後児童クラブ3施設・児童館1施設
施設数 10 施設	棟数 8 棟	延床面積 5,931 m <sup>2</sup>



番号	中分類	施設名称	校区	複合化状況	代表建築年
1	幼保・こども園	松前幼稚園	松前		昭和54年
2	幼保・こども園	古城幼稚園	松前		昭和55年
3	幼保・こども園	黒田保育所	松前		平成9年
4	幼保・こども園	小富士保育所	北伊予		平成11年
5	幼保・こども園	白鶴保育所	岡田		昭和55年
6	幼保・こども園	松前ひまわり保育所	松前		平成29年
7	幼児・児童施設	松前小学校放課後児童クラブ	松前	松前小学校内の複合施設	昭和55年
8	幼児・児童施設	北伊予小学校放課後児童クラブ	北伊予		平成29年
9	幼児・児童施設	岡田小学校放課後児童クラブ	岡田		令和2年
10	幼児・児童施設	松前町児童館	松前	松前町北公民館内の複合施設	昭和55年

## 基本方針

### (1) 幼保・こども園

#### 【幼稚園】

- 利用者ニーズの変化や民間施設の立地状況を考慮して施設の集約（統合）・廃止を検討し、施設の床面積の削減と適正配置を推進します。
- 民間との連携を推進し、民間施設との統合や民営への移行を図ります。

#### 【保育園】

- 利用者ニーズの変化や民間施設の立地状況を考慮して需要に見合った適正配置を推進します。

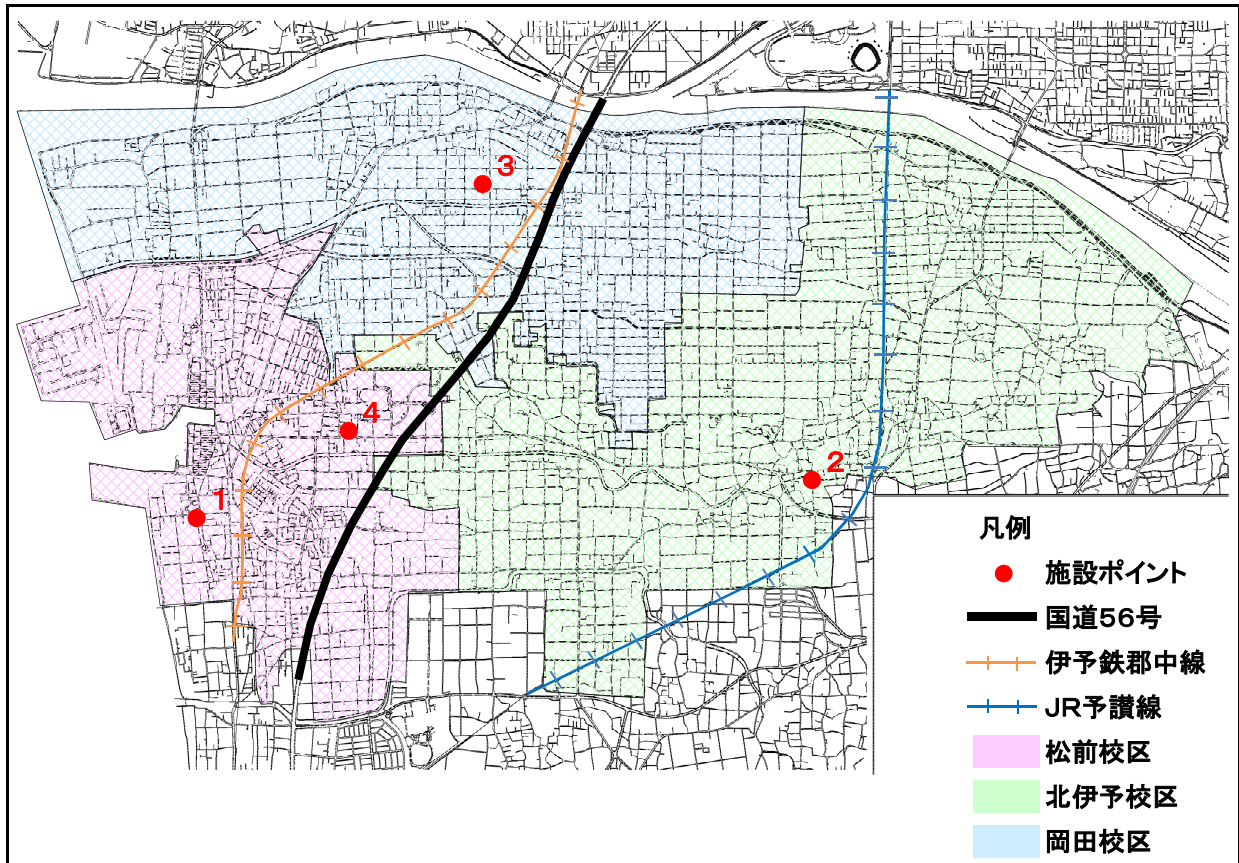
### (2) 幼児・児童施設

- 子育て支援のニーズに応じ、切れ目のないサービスの提供と向上を図ります。

1-5 保健・福祉施設

施設の概要

大分類	中分類	主な施設
保健・福祉施設	高齢福祉施設	老人憩の家3施設
	その他社会保健施設	松前町総合福祉センター
施設数 4 施設	棟数 1 棟	延床面積 4,331 m <sup>2</sup>



番号	中分類	施設名称	校区	複合化状況	代表建築年
1	高齢福祉施設	松前老人憩の家	松前	松前町西公民館内の複合施設	昭和54年
2	高齢福祉施設	北伊予老人憩の家	北伊予	松前町東公民館内の複合施設	平成4年
3	高齢福祉施設	岡田老人憩の家	岡田	松前町北公民館内の複合施設	昭和55年
4	その他社会保健施設	松前町総合福祉センター	松前		平成11年

## 基本方針

(1) 高齢福祉施設

- 当面の間は、現状の施設を維持します。

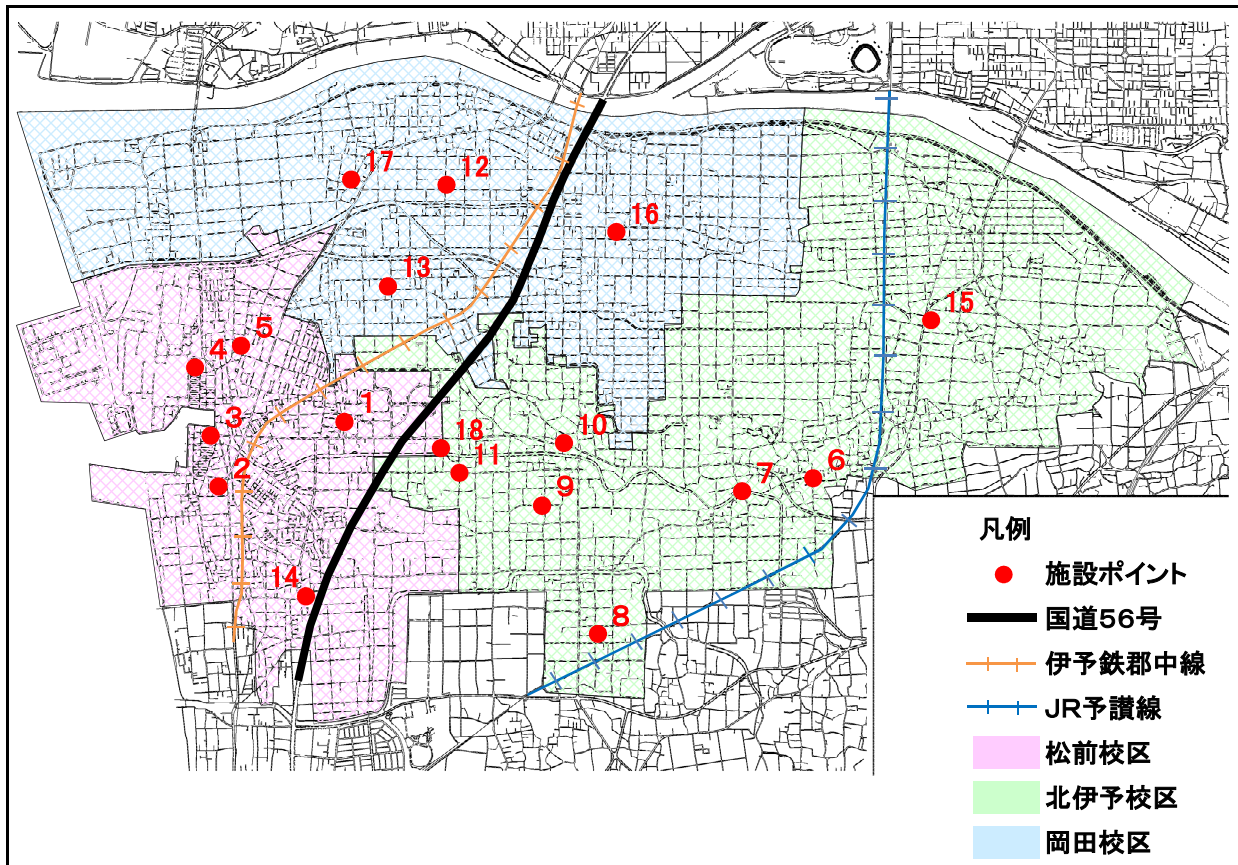
(2) その他社会保健施設

- 松前町総合福祉センターについては、当面の間は現状の施設を維持します。
- 指定管理者と連携して効率的な運営及びサービスの向上に努め、福祉事業の拠点として、様々な分野での活用を促進します。

1-6 行政系施設

施設の概要

大分類	中分類	主な施設
行政系施設	庁舎等	松前町庁舎
	消防施設	消防詰所 16 施設
	その他行政施設	旧学校給食センター
施設数 18 施設	棟数 17 棟	延床面積 12,051 m <sup>2</sup>



番号	中分類	施設名称	校区	複合化状況	代表建築年
1	庁舎	松前町庁舎	松前		平成10年
2	消防施設	宗意原消防会館	松前	宗意原集会所内の複合施設	昭和46年
3	消防施設	新立消防詰所	松前	新立集会所内の複合施設	昭和52年
4	消防施設	本村消防詰所	松前	本村集会所内の複合施設	昭和56年
5	消防施設	筒井消防詰所	松前		平成15年
6	消防施設	神崎消防詰所	北伊予		昭和52年
7	消防施設	鶴古消防詰所	北伊予		平成12年
8	消防施設	横田消防詰所	北伊予		平成13年
9	消防施設	大溝消防詰所	北伊予		平成元年
10	消防施設	永田消防詰所	北伊予		平成3年
11	消防施設	東古泉消防詰所	北伊予		平成3年
12	消防施設	昌農内消防詰所	岡田		昭和52年
13	消防施設	西古泉消防詰所	岡田	西古泉公民館内の複合施設	昭和61年
14	消防施設	松前町第1分団消防詰所	松前		平成25年
15	消防施設	松前町第4分団消防詰所	北伊予		平成29年
16	消防施設	松前町第7分団消防詰所	岡田		平成20年
17	消防施設	松前町第9分団消防詰所	岡田		令和3年
18	その他 行政施設	旧学校給食センター	松前		昭和46年

## 基本方針

### (1) 庁舎

- 松前町庁舎は、公共施設の中で最大の施設であるため、効率的な維持管理を行うとともに、個別施設計画に基づく改修等を適切に実施し長寿命化を図ります。

### (2) 消防施設

- 引き続き消防詰所の統合を行います。統合に当たっては、統合済みの施設と同等規模の施設を建設し、床面積が増加しないよう努めます。

### (3) その他行政系施設

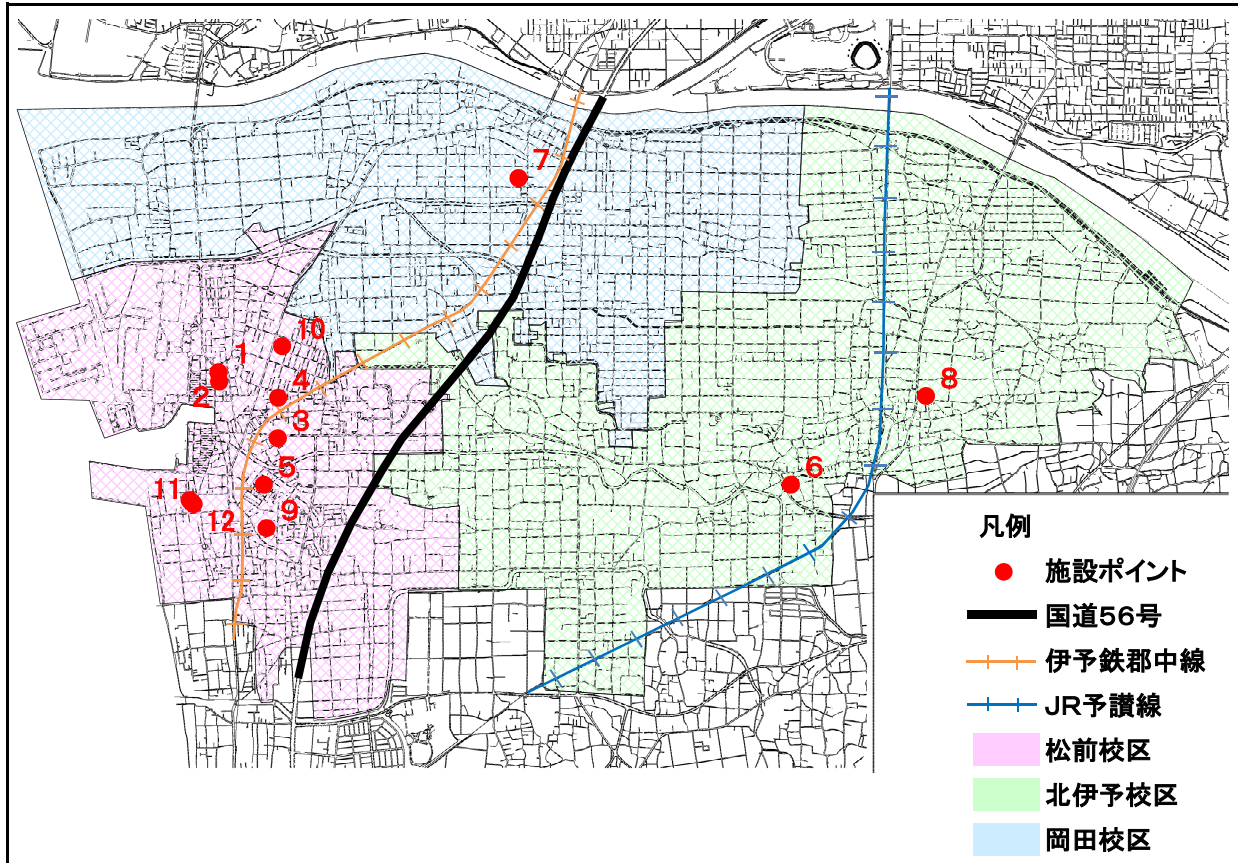
- 旧学校給食センターの建物については、老朽化しているため除却します。



### 1-7 公営住宅

#### 施設の概要

大分類	中分類	主な施設
公営住宅	公営住宅	公営住宅12施設
施設数 12 施設	棟数 198 棟	延床面積 19,632 m <sup>2</sup>



番号	中分類	施設名称	校区	複合化状況	代表建築年
1	公営住宅	義農住宅	松前		昭和28年
2	公営住宅	義農アパート	松前		昭和29年
3	公営住宅	平松住宅	松前		昭和30年
4	公営住宅	今新開住宅	松前		昭和33年
5	公営住宅	宗意箱住宅	松前		昭和37年
6	公営住宅	小斎院住宅	北伊予		昭和39年
7	公営住宅	正仙寺住宅	岡田		昭和40年
8	公営住宅	二名住宅	北伊予		昭和41年
9	公営住宅	堅田住宅	松前		昭和46年
10	公営住宅	神子舞住宅	松前		昭和49年
11	公営住宅	江川住宅	松前		昭和51年
12	公営住宅	新立浜改良住宅江川団地	松前		昭和57年

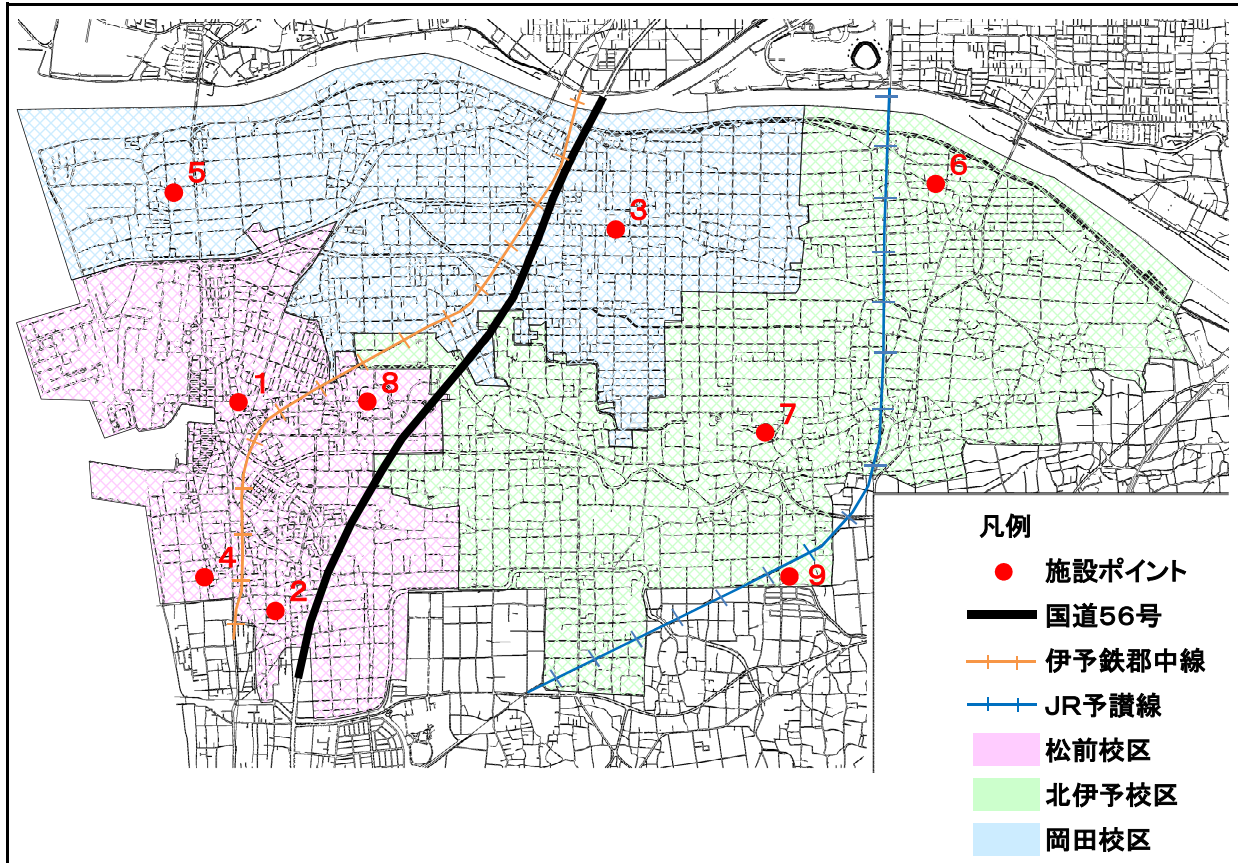
#### 基本方針

- 将来の公営住宅供給戸数の推計結果を踏まえ、管理戸数の適正化を図ります。
- 「松前町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、公営住宅の建替えや長寿命化対策を計画的に実施します。
- 高齢者や障害者、子育て世帯などの多様なニーズに対応した公営住宅の提供に努めます。

1-8 公園（建物）

施設の概要

大分類	中分類	主な施設
公園	公園施設	公園内公衆便所 9 施設
施設数 9 施設	棟数 11 棟	延床面積 437 m <sup>2</sup>



番号	中分類	施設名称	校区	複合化状況	代表建築年
1	公園施設	義農公園便所棟	松前		平成15年
2	公園施設	梶田公園便所棟	松前		平成13年
3	公園施設	高柳公園屋外便所	岡田		平成12年
4	公園施設	地蔵町公園便所棟	松前		平成13年
5	公園施設	塩屋公園屋外便所	岡田		平成12年
6	公園施設	ひよこたん池公園便所棟	北伊予		平成5年
7	公園施設	福德泉公園便所棟	北伊予		平成6年
8	公園施設	松前公園便所棟等	松前		平成8年
9	公園施設	松前町国体記念ホッケー公園便益棟	北伊予		平成28年

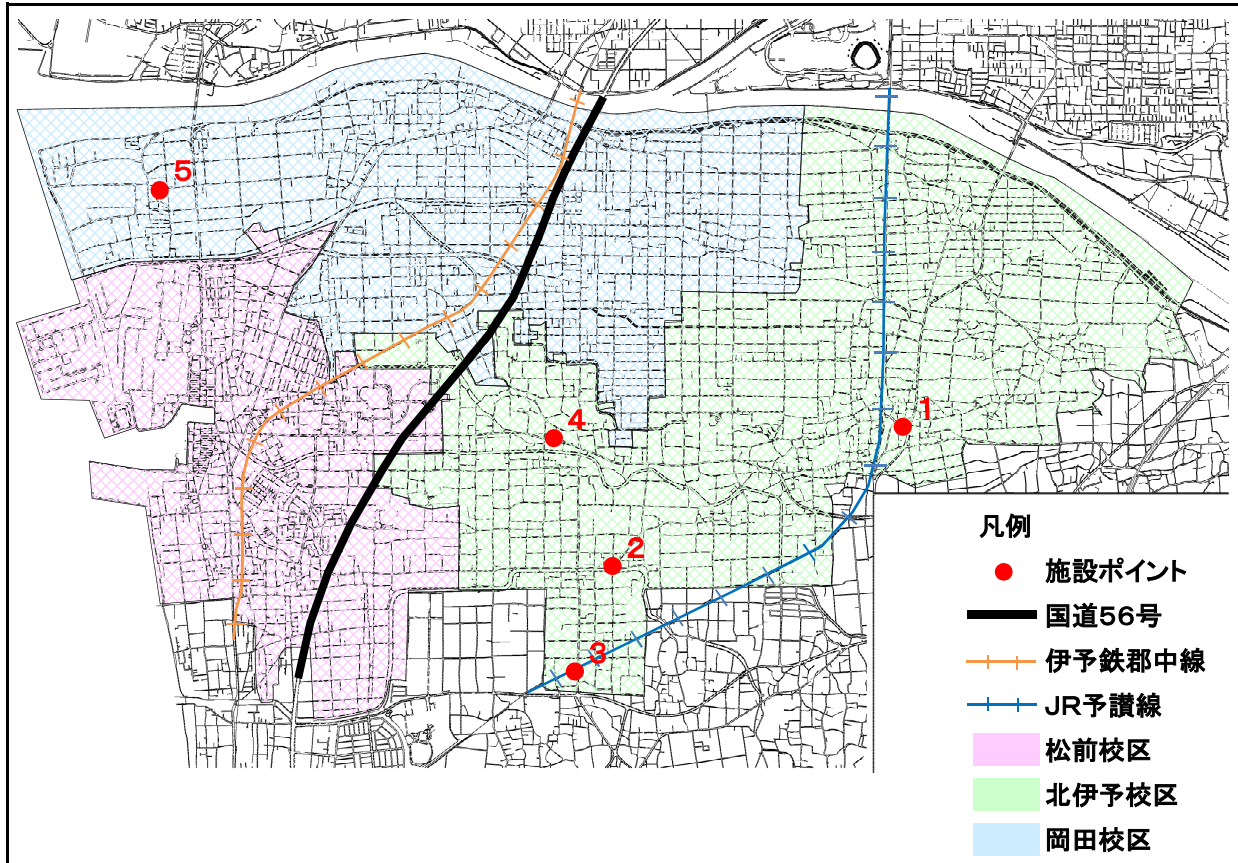
基本方針

- 当面の間は、現状の施設を維持します。
- 定期的な見回りの実施や清掃委託業者からの報告により、適切に維持管理を行います。

1-9 その他

施設の概要

大分類	中分類	主な施設
その他	その他	倉庫、JR横田駅待合所ほか
施設数 5 施設	棟数 5 棟	延床面積 255 m <sup>2</sup>



番号	中分類	施設名称	校区	複合化状況	代表建築年
1	その他	旧出作消防詰所	北伊予		平成3年
2	その他	横田水防倉庫	北伊予		平成10年
3	その他	JR横田駅待合所	北伊予		平成6年
4	その他	永田集会所倉庫	北伊予		昭和54年
5	その他	塩屋集荷場	岡田		昭和53年

基本方針

- 施設の利用状況や建物の状況を考慮し、利用者が限られる施設については、利用団体などへの譲渡や施設の廃止を検討します。
- 定期的な見回りの実施により、適切に維持管理を行います。

## 2 インフラ

※インフラの類型ごとの概要については、第3章に記載しています。

### 2-1 道路

#### 基本方針

- 新設改良については、緊急性や重要性などを考慮し、計画的な整備を行います。
- 既存の道路施設については、利用状況などを考慮して計画的かつ予防保全型の維持管理を行うことにより、コストの縮減・平準化を図るとともに、安全性を確保します。

### 2-2 橋りょう

#### 基本方針

- 「松前町橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、橋りょうの点検及び修繕を計画的に実施することにより長寿命化を図り、コストを縮減及び平準化し、安全性を確保します。

### 2-3 上下水道施設

- 2-4上水道及び2-5下水道に記載。

### 2-4 上水道

#### 基本方針

- 予防保全型の維持管理などにより、管路及び上水道施設の長寿命化及び安全性の確保を図るとともに、老朽化した管路や施設については計画的に更新を行います。
- 地震など災害による影響を最小限に抑えるため、優先度の高い管路や水道施設については、順次耐震化を検討します。
- 人口減少や節水意識の向上などによる料金収入の減少や関係施設の改良・更新に係る費用負担の増加が予測されるため、必要に応じて料金の見直しを行います。

### 2-5 下水道

#### 基本方針

- 予防保全型の維持管理などにより、管路及び下水道施設の長寿命化を検討します。
- 人口減少や節水意識の向上などによる使用料収入の減少や関係施設の改良・更新に係る費用負担の増加が予測されるため、必要に応じて使用料の見直しを行います。

## 2-6 公園

### 基本方針

- 定期的な点検を実施し、遊具等の安全性を確保します。
- 公園の持つ様々な機能（町民の憩いの場、美しい景観の創出、防災機能など）を考慮し、適切な維持管理を行います。
- 民間活力の導入などにより、維持管理の効率化を図るとともに、利用者へのサービス向上に努めます。
- 義農公園は、松前保育所跡地及び松前老人憩の家跡地を利用した拡張整備を行います。

## 2-7 その他

### 基本方針

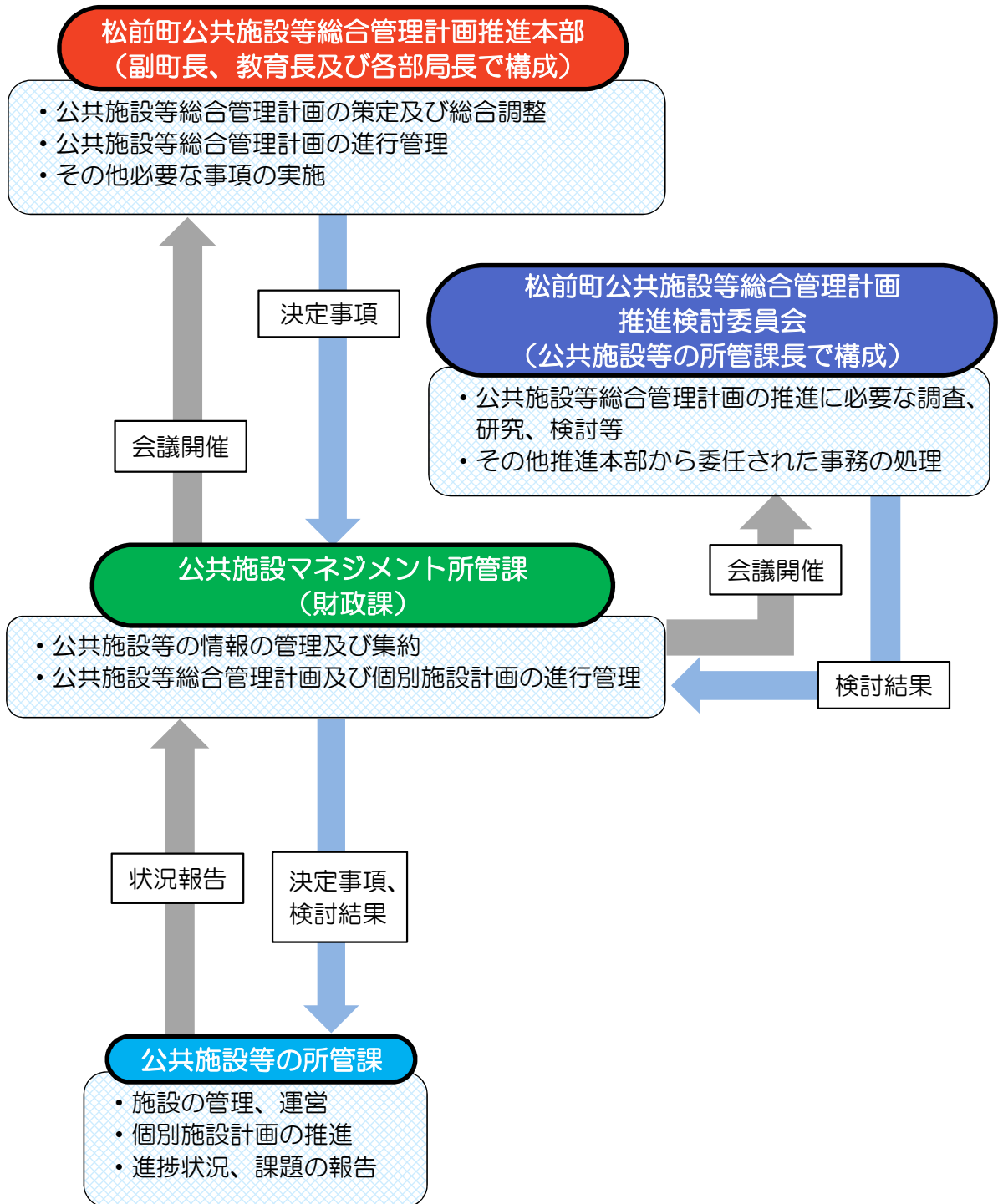
- 各施設の果たす役割を考慮し、予防保全型の維持管理により施設の長寿命化及び安全性の確保を図ります。老朽化した施設については、計画的に更新を行います。

# 第8章 計画の推進に向けて

## 1 推進体制

本計画は、庁内横断的組織として設置する松前町公共施設等総合管理計画推進本部及び下部組織である松前町公共施設等総合管理計画推進検討委員会による全庁的な体制により推進します。

また、財政課において情報を管理及び集約することで、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の進捗管理を行い、全庁的に情報共有を図ります。



## 2 情報の管理・共有

公共施設等を適切に管理運営するためには、建物や維持管理の状況、利用状況等の公共施設等に関する最新の情報を常に把握しておくとともに、この情報を各部署それぞれで保有するのみではなく、情報を一元化し、全庁で共有していく必要があります。

施設の更新・統廃合の状況や点検・修繕の履歴、利用状況や維持管理費など、施設に関する情報は、公共施設マネジメントシステムへ登録し、保有する全ての公共施設等に関する情報の一元管理を行います。登録された情報は、施設の維持管理・保全状況の把握やコスト分析などに利用します。

## 3 計画推進に向けた取組

計画推進に向けた取組は、次のとおりとします。

### 3-1 各施設の評価

公共施設マネジメントシステムに登録された情報を活用し、建物の建築年、耐震性、利用状況、コスト等、多角的な視点から各施設の評価を行います。その上で、施設の廃止・集約（統合）化、長寿命化の実施、民間活力の導入等による運営の見直し等、具体的な取組を実施していくものとします。

### 3-2 職員体制の整備

公共施設等の適正管理のためには、適正管理に関する職員一人ひとりの意識の醸成や、担当職員の点検・診断等に関する知識や技術の向上が重要であるため、全職員を対象とした研修や担当職員の技術研修を実施することにより、全庁的な取組を推進します。

また、施設の保安全管理などを一元的に行い、庁内全体のマネジメントを検討する部署の設置など、全庁的な施設管理が可能となる体制の整備を検討し、計画の実効性を確保します。

### 3-3 地方公会計（固定資産台帳）の活用

財務書類等を活用し、施設の維持更新経費の推計や施設の老朽化等の分析を行うほか、各指標について他の地方公共団体との比較を行うなど、適切な資産管理に努めます。

## 4 フォローアップの実施方針

本計画のフォローアップは、次の方針により適切に管理し進めます。

### 4-1 進行管理

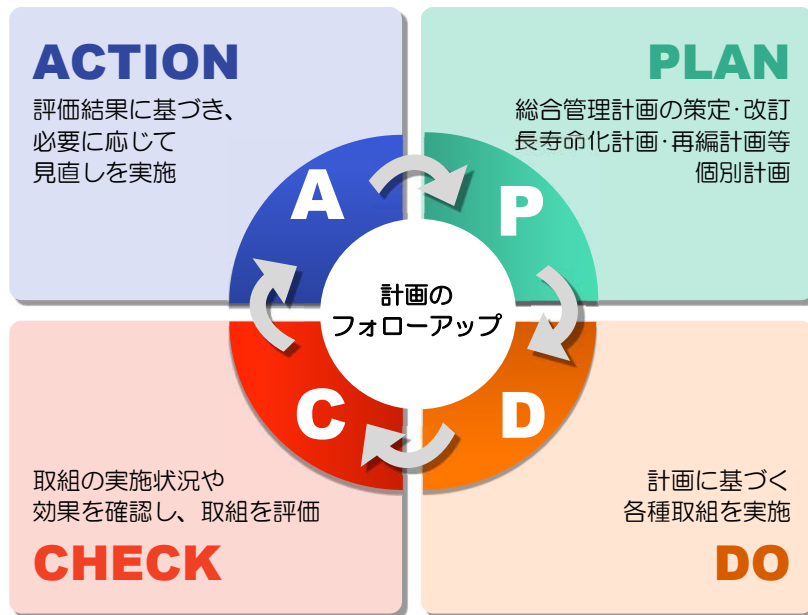
本計画で定めた基本方針や目標値等については、実績評価や分析を行い、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のプロセスを順に実施するPDCAマネジメントサイクルにより適切な進行管理を行います。

### 4-2 計画の見直し

本町を取り巻く環境や社会情勢の変化により、本計画と大きな隔たりが生じた場合等、必要に応じ見直しを行います。

## 4-3 情報の公開

本計画の進捗状況等公共施設に関する情報については、広報紙やホームページを活用し積極的に町民への情報の発信に努めます。





公共施設一覧表

大分類	中分類	施設名称	代表建築年		
文化系施設	集会施設	南黒田公民館	昭和39年		
		北黒田公民館	昭和38年		
		宗意原集会所	昭和46年		
		新立集会所	昭和52年		
		本村集会所	昭和56年		
		筒井公民館	昭和48年		
		徳丸集会所	昭和57年		
		出作集会所	平成6年		
		神崎集会所	昭和57年		
		鶴吉公民館	平成13年		
		横田公民館	平成13年		
		大溝公民館	平成3年		
		永田公民館	昭和47年		
		東古泉公民館	平成18年		
		大間集会所	昭和54年		
		上高柳集会所	昭和52年		
		恵久美集会所	平成10年		
		昌農内集会所	昭和53年		
		西高柳集会所	昭和56年		
		西古泉公民館	昭和61年		
		北川原集会所	平成2年		
		塩屋集会所	平成24年		
		松前町西公民館	昭和54年		
		松前町東公民館	平成4年		
		松前町北公民館	昭和55年		
		文化施設	松前総合文化センター	昭和63年	
		スポーツ・レクリエーション施設	スポーツ施設	松前公園体育館	平成8年
				松前町国体記念ホッケー公園体育館	昭和55年
	学校教育系施設	学校	松前小学校	昭和47年	
			北伊予小学校	昭和40年	
岡田小学校			昭和53年		
松前中学校			昭和28年		
北伊予中学校			昭和49年		
岡田中学校			昭和46年		
その他教育施設			学校給食センター	平成15年	
子育て支援施設		幼保・こども園	松前幼稚園	昭和54年	
	古城幼稚園		昭和55年		
	黒田保育所		平成9年		
	小富士保育所		平成11年		
	白鶴保育所		昭和55年		
	幼児・児童施設	松前ひまわり保育所	平成29年		
		松前小学校放課後児童クラブ	昭和55年		
		北伊予小学校放課後児童クラブ	平成29年		
		岡田小学校放課後児童クラブ	令和2年		
		松前町児童館	昭和55年		
保健・福祉施設	高齢福祉施設	松前老人憩の家	昭和54年		
		北伊予老人憩の家	平成4年		
		岡田老人憩の家	昭和55年		
その他社会保健施設	松前町総合福祉センター	平成11年			

大分類	中分類	施設名称	代表建築年
行政系施設	庁舎	松前町庁舎	平成10年
	消防施設	宗意原消防会館	昭和46年
		新立消防詰所	昭和52年
		本村消防詰所	昭和56年
		筒井消防詰所	平成15年
		神崎消防詰所	昭和52年
		鶴吉消防詰所	平成12年
		横田消防詰所	平成13年
		大溝消防詰所	平成元年
		永田消防詰所	平成3年
		東古泉消防詰所	平成3年
		昌農内消防詰所	昭和52年
		西古泉消防詰所	昭和61年
		松前町第1分団消防詰所	平成25年
		松前町第4分団消防詰所	平成29年
松前町第7分団消防詰所	平成20年		
松前町第9分団消防詰所	令和3年		
その他行政施設	旧学校給食センター	昭和46年	
公営住宅	公営住宅	義農住宅	昭和28年
		義農アパート	昭和29年
		平松住宅	昭和30年
		今新開住宅	昭和33年
		宗意箱住宅	昭和37年
		小斎院住宅	昭和39年
		正仙寺住宅	昭和40年
		二名住宅	昭和41年
		堅田住宅	昭和46年
		神子舞住宅	昭和49年
		江川住宅	昭和51年
新立浜改良住宅江川団地	昭和57年		
公園	公園施設	義農公園便所棟	平成15年
		黒田公園便所棟	平成13年
		高柳公園屋外便所	平成12年
		地藏町公園便所棟	平成13年
		塩屋公園屋外便所	平成12年
		ひよこたん池公園便所棟	平成5年
		福德泉公園便所棟	平成6年
		松前公園便所棟等	平成8年
		松前町国体記念ホッケー公園便益棟	平成28年
その他	その他	旧出作消防詰所	平成3年
		横田水防倉庫	平成10年
		JR横田駅待合所	平成6年
		永田集会所倉庫	昭和54年
		塩屋集荷場	昭和53年

---

## 松前町公共施設等総合管理計画

松前町 総務部 財政課

〒791-3192

愛媛県伊予郡松前町大字筒井631番地

TEL : 089-908-9744

FAX : 089-985-4148

URL : <https://www.town.masaki.ehime.jp/>

---